

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

IAZZETTA CLAUDIA

『謡曲における女性像』

——女武者・母親・遊女を中心に——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇二三年三月三十一日

審査委員

主査	中 本 大
副査	中 西 健 治
副査	岩 坪 健

論文内容の要旨

全三編八章から構成される本論文の目次は以下の通りである。

第一編 「巴」の造型

第一章 『平家物語』諸本における巴

第二章 巴——社会的・歴史的な存在として

第三章 巴——謡曲のシテとして

第二編 親子物狂能

第一章 母親物狂能

第二章 父親物狂能

第三章 特殊な親子物狂能——『柏崎』と『逢坂物狂』

第三編 罪深き身から菩薩へ——謡曲における遊女

第一章 遊女の由来と変化

第二章 能における遊女像

以下、内容を要約する。

第一編は『平家物語』に登場する著名な女性登場人物の一人である「巴」を取り上げ、『平家物語』諸本での描写を経て、謡曲の本説として定着し、巴をシテとする数多くの作品を生み出すに至った経緯と、能の各作品における「巴」像の特色を考察しつつ、日本中世文学史において「巴」の造形がいかに受容されていったかを明らかにする、という構成である。

第一章では、『平家物語』諸本、特に延慶本・長門本・覚一本・百二十句本・源平盛衰記・源平闘諍録の六本を取り上げ、各諸本における「巴」像の特色を、主君・木曾義仲との関係を軸に考察している。諸本における巴像で一致するのは、大力の女武者で、容顔美麗という二つの要素のみで、義仲と巴の関係の細部は、戦場での主従関係にのみ力点を置き、詳細を記さない語り系諸本、義仲の乳母子として幼時から帯同していたことを強調する読み本系諸本、更に踏み込んで今井兼平と兄妹であることを述べる盛衰記という記述の特徴があることから更に踏み込んで、諸本における巴の年齢の異同から、義仲との夫婦(召人)関係が諸本における巴像の基底にあると仮定する。次いで諸本における戦線離脱・後日談等を丁寧に校合しつつ、義仲の「妻」「召人」としての役割、或いは「巴御前」像との齟齬が、諸本の独自性につながることを丁寧に考察する。特に巴の「再婚」、出産、最期までも詳細に描く盛衰記の記述を端緒に、それが謡曲における多様な巴像の造形に繋がると結論付けるのである。

第二章は『平家物語』諸本における「巴」像が、後の文学作品においていかに受容されているかを考察すべく、特に第三章の謡曲における「巴」像を考察するための重要な手順として、「美女（便女）・「養女（乳母子）・「女武者）・「後家尼（供養者）」という観点を設定し、整理、考察する。

第三章は第一編の眼目である謡曲における「巴」像の考察である。能『巴』が女性をシテとする唯一の修羅能であることはよく知られている。それを踏まえ筆者は、第一に修羅能研究の観点から、義仲がシテとなる作品『木曾』を分析し、「木曾最期」の主題が、義仲をシテとして描く作品から、義仲をツレとする作品群への移行した可能性を提起、その仮説のなかで、『巴』の独自性を、特に義仲との主従関係を主題とした作品『兼平』との比較を踏まえて見出していることとするのである。その検証の過程で、巴伝承を本説とする現存作例のなかでは最も古い成立と考えられる『巴』において強調されるのは「主従三世の機縁」、つまり主従関係のみであること。他方、『平家物語』諸本には見られない自害した義仲との邂逅を『巴』が描くのは、その死を報告、供養するという重要な役割を付与するためとし、そこには義仲の妻（召人）という属性は看取できないこと、逆に一見、修羅能の典型のように見えながら、シテを女性としたことで、そこに義仲の怨念を慰撫する巫女（廻国回向の尼僧）的性格が投影された可能性を見出すのである。また、そうした「巴」像は、巴の妻として、愛人として、母としての造形が特徴的である『現在巴』・『今生巴』・『衣潜巴』・『筐巴』等の後続作品に至るまで継承されていることを指摘し、それはあくまで巴自身には後世往生を希求させない『平家物語』諸本の結構を逸脱するものではなく、逆に一致することを指摘するのである。

第二編は「親子物狂能」の考察である。ここで筆者は、これまで特に

分類されることなく、総括的に研究されてきた「親子物狂能」を、芸能史研究における先学の業績に敬意を払いつつ、父子関係を描くものと、母子関係を描くものに分類して考察し、特に母子物の特質について検証している点である。

第一章は「母親物狂能」である。主として取り上げられる作品は『百万』・『三井寺』・『桜川』・『隅田川』の四作品である。筆者は先行研究を丁寧にも再評価しつつ、母親が狂女となって子を探す設定は数多いものの、子が母親を探す設定は皆無であるという事実を検討、その要因として重要なのは、近代的ジェンダー論に基づく母性愛の強調などではなく、母親物狂能の根本的テーマが女人往生を描くためであったことを、本邦における『父母恩重経』をはじめとする仏典注釈の影響によって齎された、能本文に見出せる独自理解や、「心の闇」といった詞章の用例検討に基づいて検証している。

第二章は「父親物狂能」の考察である。父親と子供の別離・再会を描く物狂能作品が数多いのは、父子別離の原因が誘拐・身売りだけでなく、出家・追放など多岐にわたるためであることを前提に、第一に、子の失踪後も諸国を搜索せず、息子と再会した後、ともに仏門に帰依する父子を描いた『木賊』・物狂いの原因を憑き物とし、父が子供を探す展開のない『歌占』・妻の没後、我が子を捨て、父を捜す子と再会しても子を突き放す父を描く『土車』の三作品を考察し、これらがすべて恩愛の道に輪廻することへの恐懼を主題とすることを述べている。次いで、両親は既に死亡し、その代わりとなって子を尋ねる従者との再会を描く世阿弥作『高野物狂』・天狗のために彦山に失踪した喝食と父の再会を描く『花月』・中将姫伝説に基づく『雲雀山』・人口に膾炙した『弱法師』・追放した子の出家が機縁となつて、仏恩によつて親子が再会する『丹後物狂』の五作品を取り上げ、父親物狂能では、母親物狂能と違って、必ずしも

父親のみが狂人となるわけではないこと、父親は積極的に子の捜索に關与していないこと、子が親を尋ねるプロットも存在すること等の相違点を指摘し、物狂が必ずしも子供を探索するための手段となっていないこと、更に、往生が必ずしも作品の主題に収斂しないことを検証している。

第三章は第一・二章の分類に当てはまらない特異な作品として女物狂の『柏崎』と男物狂『逢坂物狂』を取り上げ、逆に母親物狂能・父親物狂能の主題の違いを明らかにしている。

第三編は、謡曲における遊女像の研究である。

第一章「遊女の由来と変化」では大江以言「見遊女」や大江匡房諸作品を端緒に、和歌や今様に及ぶ本邦文学作品に描かれた遊女像を概観する。とくに『和漢朗詠集』・『新撰朗詠集』が「遊女」部を設けた意味や、『更級日記』の考察を通して、女性が遊女を描くことの意味を説明しようとするのである。その視点は今様を通して白拍子に及ぶことで、第二編第一章で検証された女人往生の問題と交差する。その視点は後代、遊女と同一視される和泉式部像の考察に繋がることを明らかにする。

如上の考察を踏まえ、第二章では「能における遊女像」を具体的に考察する。観阿弥作で、遊女を普賢菩薩の化現として描く著名な『江口』を端緒に、賀茂社の縁起を本説とし、明神の本地が草提希夫人であることを表白する『室君』、更に和泉式部伝承を本説とする『東北』・『誓願寺』の二作品、計四作品の考察から浮かび上がるのは、歌舞の菩薩に准えるべき特質を有し、他の登場人物を仏法の世界に導く「遊女」に付与された積極的な役割である。第二編で論じられた「母」が達成した女人往生という主題から、単に個人の救済に留まることなく、変成菩薩から衆生済度への道筋を見出せることを論じたものである。

本論文を通じて、筆者は女人の往生や女性による衆生済度を軸に、本邦中世に広く浸透した女性と仏教の複雑ではあるものの普遍的な関係

を、丁寧かつダイナミックに論じたのである。そして、そうした多様な要素を一元化した存在として、第一編で詳しく論考される「巴」という作中人物の特異な重要性を、自ずと浮かび上がらせることに成功しているのである。

論文審査の結果の要旨

日本文学研究において、近年深まりを見せているテーマの一つにジェンダー研究がある、などと言えば逆に陳腐な印象を抱かれることも多いほどである。しかし、「文学研究において」と言いつつも、社会学的方法論の援用から始められた「女性学」は、当然の如く、「男性」や「母性」といった比較概念を設定することで進められてきたことに対し、そうした近代的視点を極力排除し、本文読解を尊重し、作品が成立した時代的狀況に即して、あくまで作中人物論としての「女性」論を展開することの必要性を主張するのが、本論文「謡曲における女性像——女武者・母親・遊女を中心に」の最大の眼目である。また、副題に記された「女武者」「母親」「遊女」という多様な位相と仏法との関係を凝縮した存在として、自ずと「巴」という人物像が浮かび上がってくる、という周到な章立ては、心憎い手法であった。

筆者の眼差しは、一貫して能に描かれる女性登場人物に注がれている。それは単に登場人物の職掌や階層、性格や容姿が多岐にわたるからだけではない。そこには時代の制約が垣間見える一方、時代や位相を超えた普遍性が読み取れる可能性を仮定するからである。能本の英訳・伊訳にも積極的に取り組む筆者の視点は、本文研究における厳密さと、芸能史研究に対する敬意とに満ちている。それは単に日本文学という分野の研究論文としてだけでなく、ヨーロッパにおける日本文学研究、特に中世芸能史研究の到達点を知る上でも興味深い論文であった。

第一篇第一章では、多くの先行研究を的確に把握しつつ、独自かつ果敢に論を進めていく積極的な姿勢に大いに好感を抱かせる。方法論としては正統派ながら、『平家物語』諸本の複雑な異同を適切に校勘し、作中人物としての「巴」像を丁寧に浮かび上がらせていく論証過程は的確で、説得力に富んでいる。義仲の忠実な従者として、勇猛な武将として、或いは乳母子として、妾（召人）として、恋人として、諸本間で大枠は一致しつつも、微妙にその役割を変える『平家物語』諸本における多様な「巴」像が確立する一つの背景として、『源平盛衰記』に見られる巴の後日談として描かれる和田義盛との「結婚」、更には朝比奈義秀出産という「妻」や「母性」としての役割に注目しつつ、その本質を考察しようとする視点は慧眼である。それは当然、『源平盛衰記』に記される「(義仲の)乳母子ながら、妾にして」という物語の伏線とも称すべき表現とも深く関係するものであり、先に記述される義仲と巴の関係から規定された発想だ、とする考察は、大いに共感できるものであった。「木曾最期」において、巴が敵将の頸をねじきる場面を、死出の旅に赴く義仲への鎮魂と看做す高木信の説に寄りかかり、「私的な鎮魂」と結論付けるのは即断の誇りは免れないものの、論文全体の緒論とするに相応しい内容であった。

つづく第二章は、第一章で導き出した『平家物語』諸本間に見られる「巴」像の具体相を掲出、更に考察を深めるのが目的である。具体的に「覚一本」に見られる「便女」の語義を明らかにしつつ、『平家』諸本には見出せない後代の「巴御前」という呼称への変化とを関連付けて捉え、覚一本における「巴」像の特色に迫ろうとする過程は魅力的である。ここでは水原一の説を多く引用している。傾聴すべき先達の意見とは言え、後世を弔う「廻国巫女」や「語り部」としての「ごぜ」呼称の使用をはじめ、やはり無批判に援用するのは避けるべきであろう。なお、

ここでは後に考察される謡曲「巴」への伏線として、『源平盛衰記』における「静御前」との類似性が丁寧指摘、検証されているのは重要である。また、父の死後、中原兼遠に養育された義仲と、『源平盛衰記』では兼遠女とされる巴の関係について、義仲に最後まで近侍する女性であり、武者でもあることの必然性を造形するための手段であったと結論付けるのは興味深い。ここでは保立道久や田端泰子、細川諒一等、歴史研究者の先行研究が多く引用され、本論文の眼目である第三章「巴」謡曲のシテとして」を考察するために不可欠な視点・論点を予め網羅した考察として、その意義は大きいのである。

第三章は修羅物能で唯一、女性をシテとする異色作『巴』を、同じ『平家物語』の「木曾最期」を本説とする『兼平』と比較しつつ論じている。作者不詳の『兼平』のシテは、死してなお、主君第一に考える忠臣である。乳兄弟である義仲と兼平の最期について、能『兼平』は、原拠である『平家物語』とは異なる結末を用意している。筆者はその物語としての必然性を丁寧に検討し、修羅物作品としての矛盾点をあぶり出している。その理由の一端を「義仲が政治的に禁忌となった可能性」に求めることに異論はあるものの、続く『巴』を考察する上で、重要な示唆を与える考察になり得ている。

同じく作者不詳の『巴』は、十六世紀の永正・大永年間の資料にその名が見え、実際の上演記録は不明ではあるものの、徳川綱吉・家宣時代には盛んに演能された作品である。筆者は、世阿弥作の軍体能と同様に、『巴』と最も関係が深い『平家物語』諸本は『源平盛衰記』であること指摘し、本説の利用に留まらない作品の独自性を丁寧に分析していく。具体的には、諸本で前シテの設定に異同のあることを端緒に、それに続く「石清水八幡宮問答」の意味を考察し、シテに付与された「巫女的性格」を明らかにしていくのは重要である。他方、世阿弥作品には皆無の

長刀捌きを最大の見せ場とする趣向に注目し、『平家物語』には見出せないこうした設定から、長刀が女性の武道として定着していく時代相を看取しようとする試みは注目される。『平家物語』諸本との徹底した比較、救済祈念対象としての考察などを踏まえ、自分自身の解説ではなく、ひたすら義仲の回向を願うシテが登場する『巴』の修羅物としての異質性、独自性に迫る本章は、本論文全体の白眉となり得ている。考察は物着の場面における能本諸本の異同や、『兼平』との比較検討、『巴』以後に成立したと考えられる番外曲『現在巴』・『今生巴』・『衣潜巴』（記念巴）・『筐巴』（扇巴）等との比較に及ぶ。注目すべきは『現在巴』との相違で、すなわち、巴と義仲の関係を「主従三世」と明言する『巴』に対し、『現在巴』は「二世（夫婦二世）の御供」としている点である。この「巴」の女性像受容における変化を見出す筆者の視点は鮮やかである。その上で、ともに義仲の救済を第一に願う『巴』・『兼平』は主題が共通するからこそ、その作中人物としてのシテの人物像が端的に浮かび上がるのだとする筆者の考察は、能楽研究に新たな視座を与えるものとして高く評価できるのである。そうすると、『巴』成立の背景―例えば『兼平』との前後関係や、義仲像の時代的変遷、『義経記』や『曾我物語』との関係など、様々に派生する論点が今後の課題になるものの、それはすなわち、文学作品に投影された女性像の時代的変遷を明らかにするということ、筆者のダイナミックな視点の輪郭を明瞭に浮かび上がらせる結果をもたらしてもいるのである。

第二編は竹本幹夫によって「親子物狂能」と呼称分類された四番目物の親子の別離と再会、それをもたらす仏法の加護をモチーフとする能の研究である。これまでの研究では厳密に分類されていなかった父親と母親の役割の違いに注目し、特に作品群で描かれる母親の人物像の考察を

目的とする論考である。第一章は「母親物狂能」の考察である。世阿弥の『風姿花伝』『物学条々』における物狂能の分析を踏まえ、『歌占』を除くすべての親子物狂能が、思い故の物狂いに分類されることを確認し、狂女物全体の特徴を検討した後、芸能として、劇的展開以上に舞の技能が優先されがちな物狂能、特に狂女物における「母親」像を具体的作品に即して解明していくのである。最初の世阿弥作『百万』では、改作の過程を丁寧な分析した後、シテを曲舞の名手に設定した世阿弥の改作意図、すなわち芸能としての舞の重視に対して、寺社門前に集まる女性芸能者の職掌を、主題に巧みに呼応させたものとする先行研究に賛同しつつ、母親としての情愛というプロットが後退したとする脇田晴子の説を丁寧に検証していく。狂気と正気が交錯するシテの特殊性や、失踪の経緯が不明で、「思はぬ人」と描かれ、再会してもすぐに名乗らない子方の存在など、解釈が容易ではない本作にあつて、阿弥陀と並んで釈迦を祈願する詞章の特色から、本作においては摩耶夫人と釈迦ではなく、釈迦とその長子・羅睺との関係が投影されることを見出していったのは卓見である。

続く『三井寺』では、ワキ筋が充実する作劇上の工夫は見えるものの、親子愛が二義的な要素になると捉えられてきたことを踏まえ、最初から狂気に訴えない母親の造形を考察していく。本作において子供との別離・再会は母親が解脱するための手段であり、子への執着を「逆縁」と看做すのである。

一方、母性愛を称賛した作品として知られる『桜川』では、母の愛執は仏果の機縁となることが末尾で記されるものの、そこに至る経緯が描かれていないため、作品上に横たわる仏法礼賛が曖昧であることを指摘する。

続く元雅作『隅田川』は、先行作を巧みに利用しつつ、しかし『桜川』

とは異なり、子への執着が母親解脫の障害となつてゐることを確認し、子が亡くなつてゐたことで「再会」のモチーフが欠落する本作品の特異性を『桜川』との比較検討で解き明かして行くのである。母親物狂能は筆者が最も時間を費やして研究してきた主題でもあり、その検証方法には説得力がある。それを踏まえ、「子が母を捜す」というプロットがなぜ能において描かれなかつたのか、という視点を提起し、安易に同時代的社会制度における女性の役割にその原因を求めることなく、母性愛の称揚を、往時の仏典解釈に即して理解しようとするのは重要であらう。特に父親の心情を示す言葉であつた「心の闇」が、南北朝期以降、母親の心情の表象として用いられるようになったという検証は興味深い。母子一体信仰や女人往生の問題とも呼応するもので、即断は難しいもの、意欲的な問題提起に基づく成果として、高く評価できるのである。

本章で特に優れた考察が示されたのは「百万」と「隅田川」であつた。筆者はこれらの作品を「芸能」としての視点で捉えており、あくまで演出的効果を含めて考察するため、テキスト研究に留まらない多角的かつ広視野な研究が展開されている。

第二章は第一章とは異なる父親（男性）物狂能の考察である。父親と子供の別離・再会を描く物狂能作品は決して少なくなく、失踪の原因が誘拐・身売りだけでなく、出家・追放など多岐にわたる点など、母親物狂能とは異なる特徴がある。子の失踪後、諸国を行脚することなく、僧となつた息子と再会した後、ともに仏門に帰依する父子を描く『木賊』をはじめ、憑き物による物狂いで、父が子供を探すプロットが存在しない特異な『歌占』、妻没後、世を厭い、わが子すら捨て去り、父を捜す子と再会しても名乗らず、名乗つた後も子を突き放す父親を描く『土車』。これらがすべて恩愛の道に輪廻することへの恐懼に端を発することを述べ、その主題の普遍性を考察する。更に両親は既に死亡し、その代わり

となつて子を尋ねるといふ主従の別離・再会を描く世阿弥作『高野物狂』、天狗に惹かれるように彦山に失踪した喝食と父の再会を描く『花月』、中将姫伝説に基づく『雲雀山』、著名な『弱法師』、追放した子の出家が機縁となつて、仏恩によつて親子が再会する『丹後物狂』を取り上げ、父親（男性）物狂では、母親と違つて、必ずしも父親のみが狂人となるわけではないこと、父親は積極的に子の捜索に関与しないこと、子が親を尋ねるプロットが存在すること等の相違点を指摘し、物狂が必ずしも子供を探索するための手段となつていないことを明らかにしている。

第三章では前二章の分類に当てはまらない特異な作例である『柏崎』と『逢坂物狂』を考察している。『柏崎』は世阿弥の改作であり、夫との死別と子の遁世という二つの要素が混然一体となつた作品である。筆者は丁寧な分析で、両作品の特殊性を明確にしていくのである。

如上、第二編において述べられるのは、物狂能における父・母の役割における明確な位相差である。当然、プロットは多彩で、それは父母に規定されるものではないことを指摘しつつ、母親物狂能が女性の解脫へと主題が収斂する可能性を示したことは重要である。本邦中世において広く希求された女人往生を説く上で、「母子」が重要な話型となることを丁寧に検証した優れた考察であると評価できるのである。

「罪深き身から菩薩へ―謡曲における遊女」と題された第三篇で取り上げられるのは、能における「遊女」の考察である。和歌や漢詩文をはじめ、中古以来、様々な文学作品に登場する「遊女」は、罪深き衆生の典型として、唱導の展開とともに、仏教説話のモチーフとして、広く周知されることになる。能における「遊女」もそうした系譜のなかで考察し得るとするのが筆者の立場である。第一章では、先行研究を振り返りつつ、遊女の由来とその文学史的・芸能史の変遷を、大江以言「見遊女」

〔本朝文粹〕、大江匡房「新猿樂記」・「遊女記」・「傀儡子記」、『和漢朗詠集』・「新撰朗詠集」「遊女」部、『源氏物語』、『更級日記』、更に今様や宴曲との関係等に即して概観する。特に『古事談』・『十訓抄』・『撰集抄』等を検討し、仏の使者として、救済される対象として描かれる遊女についての考察は興味深い。人口に膾炙した性空上人説話の検討に更なる深みが望まれるものの、後世、遊女の典型として受容、理解される和泉式部伝承の形成に関する考察―特に室町時代物語『和泉式部』や『誓願寺縁起』を中心とした考証は、『誓願寺』・『東北』等、和泉式部をシテとする能の考察を主軸とする第三篇の序論としての役割を万全に果たしていると呼びできる。

第二章は能における遊女像の具体的な考察である。世阿弥の芸道論における女性論を端緒に、具体的に取り上げられる作品は『江口』・『室君』・『東北』・『誓願寺』である。筆者は、西行説話に由来する『江口』でシテが普賢菩薩の化身として言及されるためか、作中、遊女(女性)救済の契機としては描かれないことを手がかりに、普賢菩薩に化現した後場において、普賢の居所である東方ではなく、西方に消え行く終末部の展開を丁寧な考察する。その結論は、歌舞菩薩の功德による今様往生を原形とする『江口』において、後に構想された菩薩化現が付加されたとする先行研究に概ね従いつつ、菩薩を菩提の象徴と理解し、『煩惱即菩提』の具体相として、世阿弥によって菩薩化現が構想されたとするもので、首肯し得るであろう。

賀茂社の縁起を本説とする『室君』では、室の明神を、女身のまままで往生を遂げたとされる釈迦の信者であった韋提希夫人の垂迹したものと、阿弥陀の請願による女人往生の典型とされる理解を踏まえ、室津の遊女によって披露される芸能に神仏習合による女人往生の功德を読み解こうとするものである。

続く和泉式部説話に基づく『東北』は、やはり歌舞の菩薩による功德を主眼としつつ、今様・和歌往生や法華経読誦の利益など、和泉式部に関する多くの逸話を集成しつつ和歌による女人往生を説く点で、遊女物と同一視し得ることを指摘、同じく和泉式部伝承に拠りつつも、『誓願寺縁起』を本説とする『誓願寺』ではシテの救済よりも念仏賛美が要点となることを指摘、特に書写山における性空上人との逸話を念頭に、浄土教理の優位性を述べるため、神仏の使者としての役割を和泉式部が果たしているとする。こうした設定が、例えば『源氏供養』において舞とは何ら接点のないはずの紫式部が布施の代わりに神仏へ奉納するための舞を所望されるプロットに展開する、という考察は興味深い。本邦中世において、「母性」という実在の性とは別に、女性の内面にのみ見出された仏性の存在があったこと、そしてそれは女武者や遊女といった女性の職掌・位相と直接関わらない普遍的なものと考えられていた可能性を指摘する筆者の筆致は、ダイナミックな問題提起にあふれており、共感させられるのである。

筆者はそうした普遍性を見出しつつも、先人観は排除して能に描かれた女性像の多彩さについて考察しようとする。「母性」を「女性」と対比させる際のステレオタイプに疑念を差し挟む余地はあるものの、こうした女性観が往時の男性によって規定された理想の女性像の投影と看做す結論は首肯し得るものであった。

現在、在外の日本文化・日本文学研究者の多くが、日本語で論文執筆する必要性に強く迫られることはなく、英語での論文執筆が増えている現状を鑑みて、日本語での論文執筆に果敢に取り組んだ姿勢と成果は十分評価に値すると考えられる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年六月十三日（木）13時00分から15時20分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

高井 悠子

『夜の寢覚』表現研究

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 中西 健 治

副査 中本 大

副査 川崎 佐知子

論文内容の要旨

本論文は、『夜の寢覚』の文学史的意義を明らかにし、『源氏物語』から平安後期物語、中世王朝物語へと展開する王朝物語史の中にその位置づけを試みたものであり、具体的には『夜の寢覚』の表現と人物造型の精査を行い、文脈に沿って解釈し、その表現や人物形象の物語構造上における意義を見出していく意欲的な考察である。

序章では、従来の研究史をふまえて、『夜の寢覚』の表現に着目する意義を述べたうえで本論文の全体の見通しを提示する。

第一章では「心づくし」という表現が漢籍に由来する表現であることを確認した上で、『夜の寢覚』の「心づくし」は『万葉集』以来、和歌の用例として用いられてきた表現であることに着目。第一節では、『夜の寢覚』の第一部における「心づくし」の用例を場面ごとに検討し、それが、単に辞書上の意味だけではなく、男君と女君の悲恋を示す役割を担っていると述べ、第二節では、物語第三部における「心づくし」につ

いて検討し、男君にとつての「心づくし」と女君にとつてのそれとの間に内容上の差異があることを指摘し、その差異と男君と女君の悲恋との関係性に触れる。第三節では、「心づくし」の先行論文に導かれながら、「心づくし」という表現そのものの文学史上における用法を確認した。とくに、『源氏物語』における「心づくし」の用例を確認することによって、『夜の寢覚』の「心づくし」に付された意義を確認した。これらの「心づくし」に関する検討を通して、『夜の寢覚』の表現の性質、つまり、表現とその主題との関係性を明らかにした。

第二章では、第一章と同様の手法で、「夜な夜な」に焦点をあて、当該表現が『夜の寢覚』の主題である男君と女君との悲恋に密接に関わることを提示した。第一節では『夜の寢覚』の「夜な夜な」の用例を検討し、「寢覚」という語句と密接に結びつくことを確認し、男君の恋の「寢覚」による「夜な夜な」と、女君のもの思いによる「夜な夜な」との差異に言及し、表現としての「寢覚」と「夜な夜な」は物語の主題の変化にもなっており、その語句の指し示す内容が異なることも確認し得た。第二節では、「寢覚」と「夜な夜な」の表現史上の用法から、物語に先行して和歌の世界において結びついていたことを確認。これを受けて、第三節では、『源氏物語』における「夜な夜な」を検討し、『源氏物語』と『夜の寢覚』の用法の違いを指摘することによって、『夜の寢覚』における『源氏物語』享受の在り方、また、『夜の寢覚』における物語の方法を明らかにした。

第三章では女君と老閑白との関係に焦点をあてる。『夜の寢覚』の中の「昔恋し」という語句とその表現が示す関係性を指摘した。第一節では「昔恋し」という表現は女君の老閑白思慕を示すことを指摘した。第二節では、『源氏物語』における用法を確認した上で、和歌の題材として用いられる表現であった。「昔」、「恋し」という語句に関して、『和泉

式部集』における用例に着目し、その類似点を指摘した。これらの検討を通して、『夜の寢覚』には男君と女君の悲恋という主題とともに、その傍系として女君と老閑白の結婚という一つの物語を見出すことができることを明らかにした。

第四章では、物語の題名に歌語である「寢覚」が含まれることに着目し、引歌表現に関する従来の研究を踏まえた上で、「我は我」と「同じ心」という表現を検討した。「我は我」はすでに先行研究において『和泉式部日記』の和歌の影響が指摘されてきたが、本論文では贈答歌としての享受の在り方に着目した。第一節では、『夜の寢覚』における女君の嘆きを表わす「我は我」を場面に即して解釈し、先行の成果を整理した上で、引歌としての影響が指摘される『和泉式部日記』「君は君われはわれとも」のみではなく、それに対する宮からの贈歌「われひとり」を含めて、贈答歌としての影響を考える必要性を指摘した。第二節では「われひとり」歌の中にある「おなじ心に」という語句に着目し、それは男君の女君思慕を表す表現であると考えた。第三節では「同じ心に」の用例が、中間欠巻部以降に無い理由を男君と女君の関係の変化と見る。さらに第四節では、『夜の寢覚』中の「我は我」と「同じ心に」を『和泉式部日記』の贈答歌を媒介として関連づけて論証した。

第五章は、但馬守三女の人物造型についての考察。第一節では、但馬守三女の「優なる」女性としての側面に、第二節は、「目やすき」但馬守三女像に、それぞれ焦点をあてて考察した。誤認を引き起こす男君にとつては「優なる」人物であった三女の人物像を検討したのである。第三節では、女君の正体が露見する場面に着目し、女君の正体が露見する前提には女君の誤認をひき起こす契機となった但馬守三女・宮の中將恋愛譚が終了する必要があったことを指摘した。但馬守三女は誤認問題の進行に沿って、「優なる」人物、「目やすき」人物、「若き心地」の人物

として描かれてきた。但馬守三女が誤認問題の発端から解消にいたるまで、一連の展開の中で重要な役割を担ってきたことを示した。

第六章は但馬守三女の和歌に着目。第一節では、意識的に高度に和歌的な場面を但馬守三女を中心に作り上げることが確認できることから、和歌及びそれに類する表現によって但馬守三女の人物造型を構成していく姿勢が見て取れる。第二節では、但馬守三女の和歌の中の「月」に着目し、これを詠みこんだ和歌をすべて検討した上で、「月」という表象を通して、女君と但馬守三女の類似点に着目し、但馬守三女の人物造型は女君の人物造型に継承されたと見る。

第七章では、女君の虚像ともいえる人物造型を考えるにあたって、但馬守三女の人物造型を検討し、女君の人物像と但馬守三女の人物像の関係性について考察した。第一節では、「やむごとなきにもよらぬ」、「直々しきあたり」、「ただ女」、「下薦」というように、男君の但馬守三女への評価の低さが繰り返し物語の中で表現されていることを確認し、さらに、女君は男君の視線を通して「下薦」の女房とまで評価されるようになったことを指摘した。第二節では、第三部における「卑しい身分の女」のイメージの継承について考察し、女君を女一宮との比較から女君像について考察した。第三節において、女君によって作り上げられる女君像が、男君によっても形成されているとした。

第八章では、但馬守三女の人物造型に影響を受けた女君の虚像について検討。第一節では「世馴れ」た女として認識される但馬守三女像について考察し、その人物像が女君にも投影されるとした。第二節では、女君が大君側の人物によって「格子を放」って男君を待つ女として位置づけられていることを指摘する。第三節では、第一部で形成された女君像が、第三部でどのように継承されるかを確認した。第四節では、「浮名を流す」女君像が物語中において、どのように継承され、また終焉を迎

えるかを考察した。

第九章は、但馬守三女の人物造型についての考察で、これまでの検討を考慮すると和泉式部という人物との類似性を見出せると考える。つまり、和歌との密接な関係、身分の低さ、また浮名を流す人物として但馬守三女が造型され、またそれが女君の人物造型に継承されていったことを指摘した。ここで想起されるのは、和泉式部というこれらの特徴を併せ持った平安文学上の人物である。女君の人物造型と『和泉式部日記』との関係性を第一節と同様に両者の表現および場面構成の類似点を検討し、論証し得た。

論文審査の結果の要旨

本論文は、「夜の寢覚」の表現について、物語内容を象徴し得ると思われる語句のいくつかに絞って丹念に考察するという方法を前半に据え、その手法を物語の人物造型に関連させて物語の構造考察にせまる後半の論考との二つの手法から成り、極めて整然と編みあげられた論考と言える。物語に伏在している読解のためのコードをいかなる観点から見出すかが研究の成否にかかわるものであるとするならば、本論が対象とした「心づくし」「夜な夜な」「昔恋し」や、さらには和泉式部の和歌は実に核心をついたものと言えよう。その考察は周辺の作品をも含めた用例を列挙するのみでなく、物語中においていかに有効に機能しているかを思直なまでに追求し、その到達点として和泉式部像との共通性を指摘するに至ったものである。第一章から第四章までの表現についての考証は、より豊富かつ綿密な手続きを必要とはしながらも、基本的には物語の根幹に触れ得るものである。「我は我」について、和泉式部歌の先行研究を「和泉式部日記」の贈答歌の場面に即して解釈することから影響関係を指摘したり、「同じ心に」が第一部に集中し、中間欠巻部以降

に用例が見られないことから物語の展開に言及していく点などは、従来の研究を確実に進めたものと思われる。また第五章以下の考証は但馬守三女という傍系的人物の考察から、虚像としての女主人公像に言及する手法は斬新かつ明晰で、妥当な見解を導いていると言えよう。その根拠もまた、和歌における「月」や「世馴れる」、「格子を放」つという表現を丹念に追いながら構築するものである。そのうえで女主人公の人物像と和泉式部像との関係性を論じていく点は、結論を急ぐあまり、論として若干の粗さは見えるものの、論総体としては妥当性を担保し、第四章までの考察とも整合性を保っているように判断され、それがために説得力のある論になっている。口頭試問の場で、本論文の副題に和泉式部という文言を何らかのかたちで付することが強く要請された所以でもある。さればこそ論者の視点も明らかになり、そのことによって論文全体の方向性も確定するように思われるのである。ただ、当然のことながら、和泉式部像と一口に概括できない種々の面もあり、加えて、平安文学での未開拓の研究領域をも考慮するならば、本論で導かれるような結論も、より慎重な姿勢が必要にはなる。そのための精緻な考証と弾力的な解釈とが求められ、同時に冷静な筆致も必要になって来るはずであろう。これらを踏まえたくて論者の提出する説はより説得力を獲得するはずである。『夜の寢覚』研究に新たな見解と読解がもたらされることを期待させる意欲的な論文であると判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年六月二十日(木) 15時から17時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい

能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

『日本語助数詞の語彙的研究』

——類似用法弁別の観点から——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 中川 成美

副査 彦坂 佳宣

副査 浅野 敏彦

論文内容の要旨

本論文の目次は、以下の通りである。

はじめに

第一章 人数を数える「〜人」と「〜名」の用法考察

第二章 動物を数える「〜匹」と「〜頭」の用法考察

第三章 無生物を数える「〜つ」と「〜個」の用法考察

第四章 行為を数える「〜回」と「〜度」と「〜遍」の用法考察

第五章 順序を表す「第〜」と「〜目」の用法考察

おわりに

以下、内容の要約をする。

「はじめに」では、これら助数詞類が単純な「数を数える語」ではなく、

物事の性質によって範疇分けをする機能があり、各助数詞には細かな意義特徴の違いがあること、その違いを研究・記述することを述べている。そして日本語の助数詞を鳥瞰し、まず「有生物と無生物」に分かれ、このうち有生物は「人と動物」に分かれ、さらに人は「〜人・〜名・〜方」、動物は「〜匹・〜頭・〜羽・〜尾」があること、無生物は「モノとコト」に分かれ、モノは「〜本・〜枚・冊／〜つ・〜個」など、コトは「〜回・〜度・〜遍」などがあることを述べ、以下の章立てとしてこれらに対応する章を構成し、日本語の助数詞による意義範疇をほぼ網羅したものと なっている。

またその研究方法として、各種のコーパスを活用して広く用例を集め、その用法から意義特徴を探り、また日本語の意義の体系的な分類記述の表である大部の『分類語彙表』を活用し、田島毓堂の比較語彙論の分析視点も取り入れて考察することを述べる。

第一章では「人数を数える『〜人』『〜名』の用法考察」をする。

まず、先行研究3件を概観し、「人」は一般的、「名」はフォーマル、「方」は敬意と人数範囲に制約があることなどをまとめ、この「方」を除いた「人」と「名」を特に考察する。そして、近代日本語の網羅的な資料と考えられている雑誌『太陽』のコーパスを使用し、例数と文語・口語(コーパス自体に区分あり)の点は「人」と「名」とがそれぞれ「六千弱で口語性大」と「二千弱で文語性大」となるとする。

次に『分類語彙表』の意義分類番号を利用し、問題の助数詞の前にくる名詞類(総計約七五〇〇語)の意義の番地を探り、表示する。『分類語彙表』の意義区分は、「抽象的關係」(例:類・時間など)「人間活用の主体」(例:人間・成員・機関など)「人間活動―精神・行為」(例:心・言語など)「生産物・用具」「自然物・自然現象」に分かれているが、問題の両語はその「人間活動の主体」に集中する。そのため、さらに細かな下位区分に

降り立ち、その「数」「人間」「われ・なれ・かれ」「自我」など10数部門にわたり用例を区分し、区分ごとの例を比較してその意義特徴の各様をとらえていく。例えば、「数」の部では「刑務所があり、その収容数は数百人宛であるが…」に対し「故に…調査によれば会員総数二千九百六十三名。」の例などをとり、「人」が用例が多く一般的、「名」はグループのまとめりと改まり表現の性格があること、「家族」の部では「親子三人は黙って毎日暮らして居た。」に対し「然るも尚同時に二名の妻を有したりと称す。」などから、文体差のあること、また前者は内扱い、後者は待遇面も含めた外扱いなどとし、「君主」の部では「君主は一人であるから…」などに対し「名」は用例がなく、「一人」は唯一無二の存在であるのに対し、「名」では「集合」的な数に注目するために使用されないとする、などである。

この他、助数詞以外の用法も考察し、例えば「三人居れば必ず我が師あり」「十人十色」などの「人」は構成員各人の違いを含意し、セット数を示唆する「名」は使用できないこと、また前項である数値の幅の広狭からも、両者は小から大の数をとり得るが、小数点や膨大な数は「人」が担当する、その理由は「名」が特定可能な人数、それらの属性を含意するためなどの理由で不都合があることを指摘する。

最後に「まとめ」として、以上の個別部門の特徴から抽出された意義特徴の一覧を総体的な意味として示している。「人」は口語的・改まり度低い、数と個性に注文、内扱いの表現など、「名」は文語で硬く、フォーマル度高く、グループ・属性に注目、外・特別扱いなどにまとめ、しかし相互に通いあう部分もあることを左右二つの楕円を交錯させる形で表示している。

以下、使用するコーパスは各様であるが、対立的な用法差を用例ごとに比較し、意義分類の視点、各意義分類の部門ごとに助数詞を対比的に

考察して意義特徴を捉えていく方法はほぼ同じである。このため主要点を記述するとどめる。

第二章、「動物を数える『匹』と『頭』の用法考察」では、先行研究を概観し、コーパスに「朝日新聞」の二〇〇九年の半年分の各紙面部門を含むものと、近年国立国語研究所が完成させた「現代日本語書き言葉均衡コーパス」(「書き言葉」は「書記された日本語」の意味で話しことばも含む)のうち、口語性のつよい「yahoo! 智恵袋」の二〇〇五年、四五〇〇件強をとりあげ、フォーマル度の高低の違う位相のものを比較して考察する。

新聞では「匹」「頭」とも各紙面に広く見えるが、「匹」がやや多い。次に助数詞の前項である「動物の種類」別では、「匹」は64種類(魚・猫…)で概して「小さい動物」、「頭」は21種類(牛・鯨虎…)で概して「大きな動物」、しかし、重なるものが11種ある。この11種を動物ごとに用例比較し、大小のみならず「私的発言・身近なものは匹、公的・学術的には頭」の区別のあることを指摘する。その他、助数詞以外の用法でも「こいのぼり」「ロボット」「おっさん」など、慣用句の「二匹目のドジョウ」などが、人に近い扱いから「匹」であるとす。次に文体の異なる「yahoo! 智恵袋」の例も考察し、「匹」の使用度がさらに増すこと、併用は「犬」「虫」の2種でその用例差を考え、さらに比喻表現などを考察し、両コーパスの例は文体差が強いもののほぼ同じ意義特徴であるとの結論を得る。「まとめ」は、助数詞は動物の分類機能があり、大小の違いに加え、心理的な捉え方(親疎・公私・専門性)も加わる、「匹」には慣用や比喻の用法もあるなどとしている。

第三章、「無生物を数える『つ』と『個』の用法考察」でも、先行研究の概観、朝日新聞一年分のコーパスを使い、『分類語彙表』による意義分類では、出現順一〇〇〇件までをデータに、優位な部門を比較

し、「つ」は「人間活動・抽象的分野」が多く抽象物を数え、「個」は「生産物・食料・道具」などが多く具象物を数える。次にこの例外を検討し、「二個の体系」「原子一個」など抽象物でも、まとまりや厳密な数が問題の場合で「個」であること、具体物でも「雲一つない」は形状変化でとらえにくい「つ」となる（これは先行研究にありと断る）、などの個別面の考察をする。慣用的用法では「一つの中国」「一つだけの花」などに、まとまりや固有性を指摘する。さらに、前後の表現の共起表現（コロケーション）の面から各種の例を採り、「つ」は「一つの△」「一つはもう一つ」などの型が多いのに対し、「個」は「○個△円／キロ／」型が多く、結論として「一つ」は「抽象かつ類とするが、類の中は個別性のある種を取り上げる」、「個」は「類の中の○○個がみな同じ種」といった性格があることを示す。最後にこれら意義素の個々を表示してまとめていく。

第四章「行為を数える『〜回』と『〜度』と『〜遍』の用法考察」では、先行研究の概観、『新潮文庫明治の文豪』の夏目漱石の24作品をコーパス資料とすること、先行研究で新聞では「回」が多いのに対し、漱石では「度」が多く、地の文に極めて優勢、次には「遍」でやや地の文優勢、そして「回」で会話と地がほぼ均等に出るとし、慣用的用法・副詞的用法の分析から、「度」は硬い文体、「回」「遍」は話しことば的、「一回」は回数のみ、「一度」「一遍」は回数のみでなく副詞的な用法も多い。「回」は回数を重ね、何度でも起こりえて、また「○回忌」のように確実に訪れる連続的時間経過を示唆する、などとす。数量との共起では、「回」はやや広く、「度・遍」は「一」との共起が圧倒的で生産性が低くて副詞的にも使用され、「1、2」「2、3」など不確定な数には「度」が多くて確実性の意味が薄く、「遍」は数詞連続が稀で計数意識が弱く連続性がない、などとす。『分類語彙表』による意味分析では、「回」は「人間活動」に多く（複数回）試す・下読みする」など連続性を示唆

する意味があり、「自然現象」には無い「度」「遍」は「人間活動」中の「考える・思う」など知覚動詞との共起が多く、予定せずその場での行為に傾く、などを指摘する。コロケーションでは、否定「〜も〜ない」「第〜」「〜分」「ただ〜」などの要素との共起に注目し、全体のまとめとして、「回」は量的な範囲は定めないが、ある予定・示唆の反復性が見え、「度」は個々の回、その場限り、偶然性、連続性の弱さがある、「遍」も量的に範囲があり、時間幅が長く、「もう〜○○」との共起が多いこと、などとしている。なお、他の文豪、森鷗外の作品でも概要としては似た意義差のあることも言い添える。

第五章「順序を表す『第〜』と『〜目』の用法考察」―これらは順序数詞であり、かつ出現位置の違いもあるが、意味用法が似ていて比較考察するとの断りのもとに、先行研究の概観、『太陽』と「現代日本語書き言葉均衡コーパス」の使用による考察をする。

まず『太陽』で、「第」「目」それぞれ五千件強、七万件半の例数があり、「第〜○」の○部には「条・号・集」など多様な語がくるが「〜目」の「〜」部分には「丁・人」などやや狭い語類であり、かつ「第〜目」の両語共通表現も49件にのぼるとす。この区部のある語類と共通する語類の個別例の対比を検討し、「第」は文語的、ある予定範囲での回数、「目」はやや口語的、範囲をもたず、連続性が弱く、予定されていない数え方とする。また「第」のみと共起する語は漢語が多く、「目」のみは漢語でも「枚・本」など日常的な語や「つ」「通り」など和語で親しみある表現が多いとする。次に数詞との共起は、「第」は法律面では条文の番号で多くの数と共起するものの、それを除けば広い数とは結びつかず、しかし指示する回数や限度が厳密、「目」は数は広いが、「二三」など数詞が明確でなくとも良い。その他、順序数詞以外の用法の分析（例：第七旅団：）、両順序数詞の互換性では「第○回目」「○回目は」

は「第」の予定性に対し「目」は個々の順序を言うだけであることなどを指摘する。次に文体差のあるものを取り上げ、「現代日本語均衡コーパス」にある「Yahoo! 智恵袋」で同様の考察をし、「目」の出現が勝り、共起する語も多いこと、ここに文体の違いはあるが、共起する語、数詞との対応、互換性などの考察を通じ、意義特徴は『太陽』コーパスとは同じとの結論を得ている。

「おわりに」では、以上の考察から、先行研究が少ないものの、新しい面を指摘した点もあること、近代・現代語の共時的な意義特徴の記述もほばなした点、通時的な研究の必要性もあること、などを述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文の優れた点は、

(1) 助数詞は補助的なものとして軽視されがちであるが、この使用を「ことばによる意味の範疇化作用」と意識化し、意味分野の総体を捉えた上で、「有生／無生」「人／動物」「モノ／コト」などの部門に分かつて主要な語類を満遍なく見渡し、類義的な用法の個性を各種の意義特徴によってかなり明確に捉えた論であること、

(2) 方法として、各種のコーパスを活用し、量的に十分で、内省の利きにくい用例も集め、それに立った近・現代の言語生活での用法を追求している。またその際、文体差・位相差にも目配りした論であること、

(3) 方法として、コーパスの使用は近年通常のことになりつつあるが、『分類語彙表』を活用した意義分類の視点を導入した考察に新味があること、

(4) 先行研究は少ないが―これも助数詞の軽視の現れ―、その視点をよく咀嚼し、独自の視点も加え、幾つか新たな知見を導き出していること

―コーパスによっては用例数が逆転する、数を予定した表現か個別の回数を数えるだけか、内・外の意識に関わる意義特徴もある、比喩的・慣用的な用例にも意義特徴が生きている。などが挙げられる。

学位申請者は中国からの留学生であり、外国語としての日本語の研究から出発しているが、結果的には微妙なニュアンスの段階にも考察が及ぶものである。それも博士課程三年間での成果である。こうした点に論者の能力の高さも実証されている。

やや疑問の点も幾つか審査委員から出された。

まず基本的な点では―参考文献に古いが必須のものがあること。「意義素」は簡単な説明でなく、研究が深化しつつある点を踏まえたものでありたい。意義分類の数値の有意差を計る統計手法を導入するのが良い。各種コーパスの使用には一応の時代・位相などが考慮されているが、例えば漱石の作品は時代の代表なのか小説の代表と見るのか、この点は鷗外などの作品とも比較した相対的な評価が必要ではないか。各章の記述が同じ型に感じられる、論の目的に応じた別の章立て法もあろう。Yahooの用例などには誤用もあるが、その処理をどうするか、論者の判断を加えた処置も必要ではないか。「一人」を「ひとり」と読むのは熟字訓で、「2ニン・3ニン」などと違うかもしれないので注意を要する。―などの点である。

次に、論述法では―論理過程のつながりを円滑にする工夫が必要な箇所を指摘。対比的な用例の考察に、論者と違う視点もあるのではないかと疑問。個別的な考察結果の機微を「まとめ」にもっと生かすべきである。―などが出された。

論者の回答は、有意差の検定、比較視点の問題、まとめの不十分さなどは今後の課題とすること、コーパスの選定には時間の許す範囲で多様

なものを使用することに努め、位相面、慣用・比喩などの用法にも留意したこと、別の点では、歴史的な考察や、申請者の第一言語である中国語との比較も課題となること、考察結果を日本語教育に生かすことが必要であること―などが述べられた。

以上の諸点をふまえ、本論文は各種の部門に目配りが届き、先行研究に対しても方法・視点・結論の点で新味を加えた高い水準にあり、学位授与に価するものと認められる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は、二〇一三年一月二十二日（火）末川記念会館第三会議室にて午前10時から約2時間にわたって公開で行なった。審査委員は、上記掲載の各委員による。

この過程を通して、審査委員会は、本論文が本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表・論文などの様々な研究活動、また公聴会の質疑応答を通して、博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。

以上の諸点を総合的に判断して、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

本多 潤子

『釈教歌仙』の成立と展開

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 中本 大

副査 中西 健治

副査 川崎 佐知子

論文内容の要旨

本朝平安時代中期成立の藤原公任編『三十六人撰』（所謂「三十六歌仙」）は、後代、「歌仙絵」の濫觴として、歌人（歌仙）の画像を伴って享受されたことから、本邦和歌文学史だけではなく、美術史の領域でも広く考察されてきたものの、その成立・受容・影響関係を含めて未だ不明な点が多岐にわたる。本多潤子氏によって執筆された本論文は、三十六歌仙の数が甚だ多い。本邦南北朝に成立した『釈教三十六歌仙』にある類例の一つとして、本邦南北朝に成立した『釈教三十六歌仙』に注目し、日本文学史に及ぼした歌仙、就中、釈教歌仙の意義について、多角的に論証することを目的とした大部な論考である。

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに 『釈教歌仙』先行研究と本論の意義

序論 『釈教歌仙』成立以前

第一章 『治承三十六歌仙』の一断簡

第一部 佐々木家旧蔵本『釈教三十六歌仙絵巻』の成立

- 第一章 『釈教三十六歌仙絵巻』 第一首達磨和尚について
- 第二章 『釈教三十六歌仙絵巻』 日藏上人と大僧正行尊
- 第三章 『安撰和歌集』と『釈教三十六歌仙絵巻』

第二部 『釈教歌仙』の展開

- 第一章 『詞林言葉集』について
 - 第二章 寛文元年高田弥兵衛刊『釈教歌仙』と加藤盤斎
 - 第三章 寛文元年林和泉掾刊『釈教歌仙』と『歌仙七種』
 - 第四章 下河辺長流の「三十六人歌合」と『釈教歌仙』
 - 第五章 『釈教歌仙』諸本とその分類について
- 第三部 後水尾院歌壇と名数歌仙
- 第一章 後水尾院歌壇における歌集編纂について
 - 第二章 西園寺実晴写『秀歌撰集』について
 - 第三章 十七世紀における三十六歌仙享受について

おわりに

以下、内容を要約する。

「はじめに」において、これまでの先行研究では名称統一がなされなかったため、学界に混乱を与えていた「釈教歌仙」を定義し、狭義には江戸時代を通じて広く流布した版本の書名として、広義には編纂者である勸修寺僧正栄海以来、脈々と継承されてきた『釈教三十六歌仙』享受の成果と捉え、その展開を辿ることが本論文の目的であることを記す。冒頭から、豊穣な研究史を大局的に捉え、文学史の再検討を促すという気概に満ちた趣意が表明される。

続く序論第一章では、歌仙絵成立期の作品として重要な『治承三十六歌仙』を取り上げる。本作は、院政期、六条藤家周辺で昂りを見せていた異種歌仙作成の機運と軌を一にして、歌林苑周辺で治承年間に成立したと考えられるもので、序文に歌仙絵を伴うことが明記されている。完

本は現存せず、正木美術館に歌仙絵断簡が所蔵されていることが知られていた。筆者は正木本のツレと考えられる断簡を紹介し、後世への影響、特に『釈教三十六歌仙絵巻』へ繋がる歌仙絵の系譜の濫觴としての意義を説き明かしている。

第一部第一章では、栄海編『釈教三十六歌仙絵巻』の達磨図及び詠歌に関する考察である。『釈教三十六歌仙絵巻』の最善本、佐々木家旧蔵本冒頭には、達磨と聖徳太子の絵姿が記される。この達磨図は編者栄海が真言僧であるにも関わらず、禅僧が好んだ中国宋元仏画の様式で描かれていることの意味を、『聖徳太子絵伝』の達磨図と比較検討することで検証している。注目すべきは童形で描かれる聖徳太子と、太子が持つ法衣の意味で、しばしば歌論書に記される「天童」「仙童」との類似性を指摘、編者栄海及び『釈教三十六歌仙絵巻』成立の位相を明らかにしている。

続く第二章では、『釈教三十六歌仙絵巻』断簡の日藏上人の詠歌が『新古今和歌集』を出所とするものの、他に日藏作の和歌が伝来しないことに注目、この和歌が法華経の経文歌であり、それが日藏の作とされたのは、行尊の窟籠和歌と関連があること、その行尊歌も『釈教三十六歌仙絵巻』に収められていることから、『釈教三十六歌仙絵巻』には弘法大師以来の窟籠歌の系譜が辿れることを指摘、撰者栄海の歌書編纂目的の一端を明らかにする。

第三章は、『釈教三十六歌仙絵巻』とならび、南北朝期に真言小野流寺院で編纂された歌集『安撰和歌集』に注目、山科の密教寺院で歌書が相次いで編纂された重要な背景として、往時、歌論にあらわれる金剛界三十七尊の一体である「歌菩薩」への信仰が存在することを明らかにする。

第二部は『釈教三十六歌仙絵巻』受容の諸相を解明することが目的で

ある。第一章では、室町時代、禁裏に伝来した釈教歌仙が「しりんげんよう」という書名であったとする史料の分析を端緒に、その摸本が住吉派粉本に伝来すること、その本文系統は佐々木家旧蔵本『釈教三十六歌仙絵巻』の系統とは異なること、禁裏文庫目録作成に関与していた飛鳥井雅章編『数量和歌集』所収『釈教歌仙』と「しりんげんよう」の本文が近似することから、室町時代以降、堂上を中心に、佐々木家旧蔵本系統とは異なる釈教歌仙が流布していた状況を明らかにした。

つづく第二・三章は、近世寛文年間に版行された高田版・林版の両『釈教歌仙』の書誌学的考察である。第二章で取り上げられる高田版は佐々木家旧蔵本に忠実な本文であり、この系統が近世京都文壇で受容されていたことを明らかにする。また跋文を加藤盤齋が執筆していることに注目、その内容が盤齋の他の歌学を中心とする古典注釈書の記述と近似することから、高田版も盤齋が学んだ貞門の影響のもとで成立した可能性を指摘する。第三章で取り上げられる林版は『釈教歌仙』の流布本であり、近世後期に至るまで陸続と後印本が刷られたこと、本文は佐々木家旧蔵本系統と見做し得るものの、寛文年間以前に書写された本文には見られない聖徳太子詠歌を加え、貞慶歌を削除する等の独自改訂が見られること、『歌仙』『新歌仙』などの他の異種三十六歌仙六種とともに、歌仙七種の本文として受容されたことを明らかにしている。

第四章は下河辺長流書写『哥書』に関する考察である。『釈教歌仙』の一伝本「三十六人哥合」を掲載する斯書には、六首の独自詠歌が採録されている。その出所を明らかにすべく、『和歌名数分類』・『数量和歌集』・『歌書集成』・『三灯集』などの未紹介資料を渉獵し、近世初期における『釈教歌仙』の広がりについて検証している。

如上の検討を踏まえ、第五章では『釈教歌仙』の諸本七十三種の整理分類を行っている。その結果、これまでの研究とは異なり、その本文は

佐々木家旧蔵本系統と、『数量和歌集』系統に大別されることを実証、更に奥書・識語を集成し、室町時代から江戸時代初期に至る地下・堂上の『釈教歌仙』受容の時代的変遷を明確化した。

第三部には近世初期における『釈教歌仙』の積極的な享受が、禁裏を中心とする盛んな歌書・歌集編纂意識の高まりに呼応していることを実証すべく、近世初期、京都歌壇を領袖した後水尾院歌壇の動向に注目した考察が並べられている。第一章は後水尾院以来、霊元天皇期に至る堂上歌人によって編纂された歌書を取り上げ、収録作品の時代的幅広さを確認した後、宮内庁書陵部蔵『歌書集成』が飛鳥井雅章自筆本の蓋然性があることを検証するなど、現存諸本の特徴を整理し、後水尾院歌壇の歌人による秀歌撰編纂とその背景を明らかにしている。

つづく第二章は、本学図書館西園寺文庫蔵『秀歌撰集』に関する考察である。本書が寛文年間、西園寺実晴によって書写された秀歌撰集であることを検証し、その本文が飛鳥井雅章の秀歌撰集所収本文の影響を受けている蓋然性が高いことを指摘、名数秀歌撰をめぐる飛鳥井雅章の存在感の大きさを明らかにした。

第三章は本論文の総論として、藤原公任以来の三十六歌仙和歌図が近世初期の十七世紀に広く受容され、和歌や歌仙絵だけでなく、入木道や古今伝授と接点を持って秘伝化し、表白が作成されるなど、新たな展開を示すにいたる様相を文化史的に検証したものである。

「おわりに」では「歌仙」を、十一世紀から十七世紀に至る文学史・文化史を彩る通奏低音として評価し得ることを再度確認し、既存の文学史の再考を迫る本論文の意義の大きさを述べるのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は論題に示された『釈教歌仙』に留まらず、本邦における「三十六

歌仙」を筆頭とする歌仙図詠の成立と受容の問題に迫った注目すべき研究成果である。これまでの歌仙研究は具体的作例検討に基づく個別的研究が一般的であり、時代や種別を横断する研究は皆無であった。「歌仙」は日本文化を学ぶ誰もが知る基礎的な事柄であるにも関わらず、なぜ「三十六歌仙」の扁額が神社に掲げられるのか、或いは画題として寺院の障壁画を彩ったのか、明快に説明し得る学説が存在しないことが、この問題の難しさを物語っているのである。筆者はこの難題に立ち向かうのに、異種歌仙の代表例である「釈教歌仙」を縦糸に、その受容史を検証しつつ、結果的に「歌仙」享受史の全体像を浮かび上がらせようと試みる。その時代は中世前期の治承年間から江戸時代前期の寛文年間までのほぼ五百年間に及ぶ。すなわち後白河院政期から後水尾院政期までを概観、その間の和歌史・美術史的論点を網羅しつつ、「歌仙」が途切れることなく敬慕され続けてきたことの意味を明らかにしていくのである。

本論文で評価すべきは、日本文学のみならず、仏教学や日本美術史の研究手法に通暁した筆者の方法論の確かさである。新出資料や未紹介資料の考察も数多く、ややもすれば書誌学的視点のみに偏りがちな各章（例えば序論第一章や第三部第一・二章等）も、適切な問題提起に即した考察になり得ているのである。以下、本論の評価を略述する。

序論第一章では、右方十八人を僧侶歌人で統一した『治承三十六歌仙』を「釈教歌仙」編纂の一契機と仮定した意欲的な視点が示される。院政期以降、歌壇を牽引した六条藤家周辺、特に顕昭とも徴逐していた神護寺僧・上覚編『和歌色葉』所収「名譽歌仙」との密接な関係の指摘から解き明かされる考証は、まさしく本論文の緒論であり、本論文を徹底する、細部を忽せにしないという筆者の方針——その方法論の強固さを、読者に強く印象付ける役割を果たしているのである。

第一部は南北朝期、勸修寺の学僧、栄海の手になる『釈教三十六歌仙絵巻』の考察である。筆者は現存諸本を整理し、最も古態に近いと考えられる東京国立博物館所蔵佐々木家旧蔵本を考察の中心に据える。第一章では冒頭の「達磨」を取り上げ、真言系の図様表現とは異なる禅宗様式で描かれる意図を『聖徳太子絵伝（太子伝）』諸本との比較を通じて検証することで、往時の聖徳太子信仰の具体相を浮き彫りにしたことは重要である。『釈教三十六歌仙絵巻』冒頭部の問題は、達磨とともに描かれる聖徳太子を三十六人の詠者の一人として組み込むか否かである。聖徳太子を童形で描く佐々木家旧蔵本以下『釈教三十六歌仙絵巻』諸本の背後に、中世歌論書における太子信仰の影響を見出していく検証は、編者栄海の歌書編纂の目的に迫るものであり、首肯すべき結論が示されている。続く第二章は、『釈教三十六歌仙絵巻』編纂目的の一端が、真言教学における「窟籠歌」の称揚であったことを考察するもので、第一章同様、その検証には説得力がある。第三章は、南北朝期における真言小野流の歌書編纂事情を分析、栄海が僧侶を「三十六歌仙」に准えたのは、歌論にあらわれる「歌菩薩」への信仰が存在することを明らかにしたものである。持明院・大覚寺両統ともに繋がりのあった栄海が和歌を用いて教学の正統性を鼓吹しようとしていたことを明らかにした本章は第一部の白眉であり、学会発表時から高く評価された論考でもあった。

第二部では『釈教三十六歌仙絵巻』受容の諸相を辿ることで、南北朝期以降の「歌仙」図詠享受の位相を解明することを目的としている。ここでは筆者の高い書誌学的分析能力が示されている。室町時代以降、絵巻の形態から逸脱した『釈教三十六歌仙』が相次いで登場、表題も多様化し、近世に流布した版本が『釈教歌仙』の名を冠するに至る経緯を丁寧に考証していくのである。第一章では後水尾院の命によって模写された『釈教三十六歌仙絵巻』が「詞（緇）林言葉集」という名であった、

という事実を端緒に、その名が冠せられた経緯を、室町時代の『釈教三十六歌仙絵巻』受容史を追跡することで明らかにしていく。あたかも推理小説のような読後感で、推測を重ねることなく、こうした昂揚感あふれる考察がなされたことを高く評価したい。

数多くの古典籍書写活動を後援した後水尾院は、近世初期京都における出版状況とも密接に繋がっていた、という仮説を踏まえ、寛文年間に出梓された二種の版本について考察したのが続く第二・三章である。出版には堂上貴族だけでなく、松永貞徳の門流も深く関与しており、正に近世初期歌仙流行という文学的潮流の主導者の実態が明らかにされるのである。筆者の姿勢はあくまで真摯で、大胆な仮説が述べられることはないものの、第四章における下河辺長流書写本の検討を通じて、堂上歌壇と地下文壇の位相を超えた積極的な交流が想定されることを指摘しているのは興味深い。交流が「積極的」であったことは、続く第五章でまとめられる七十三の『釈教歌仙』諸本の一覧研究が自ずと物語るのである。広汎な諸本研究は正に圧巻である。

如上の考察を経て、第三部では、歌仙流行の中心にいた後水尾院の意図に迫るべく、後水尾院歌壇で編纂された歌仙、或いは名数関連の作例を集めた歌書に関する考察である。注目すべきは飛鳥井雅章編『歌書集成』と中院通茂『三燈集』に関する考察で、単に資料報告としての意義を超えて、「歌合」としての要素と「名数歌」としての要素が複合的に存在する歌仙詠の重要性を明らかにしていることは慧眼である。

つづく第二章は、本学図書館西園寺文庫蔵『秀歌撰集』を端緒とする考察である。筆者は西園寺実晴によって本書が書写された寛文元年、三条西家の歌学を学んだ実晴が、飛鳥井雅章所有の『新百人一首』を借り受け、書写していた事実を踏まえ、本書の本文が、やはり飛鳥井雅章編秀歌撰集所収本の影響を受けていることを実証し、後水尾院歌壇にお

いて、名数秀歌撰編纂に関わった飛鳥井雅章の影響力の大きさを明らかにする。近世初期、後水尾院の意向に従い、歌仙本文の整理収集に当たっていた堂上歌人をめぐる状況、すなわち三条西家の求心力の衰えを明らかにした文学史的意義は大きい。

第三章は本論文の総論として、藤原公任編『三十六人撰』以来、十二世紀以降、絵姿を伴う歌仙絵として享受された「三十六歌仙」が、近世初期の十七世紀に広く受容され、和歌や歌仙絵だけでなく、入木道や古今伝授（御所伝授）と接点を持つて秘伝化し、室町時代初期の永享年間で作成された『三十六歌仙表白』が近世初期、豊国廟社僧の梵舜によって書写されるなど、新たな展開を示すにいたる近世初期京都の文化的様相を総合的に検証したものである。東照宮に「三十六歌仙」扁額が奉納される先蹤を、豊国神社社僧の梵舜の事蹟に求めるなど、単に文学研究の領域に留まらない、興味深い視点が示されている。

如上、「歌仙」が十一世紀から十七世紀に至る文学史・文化史を彩る無限に展開し得る研究テーマとして存在していることを、異種歌仙の一つである「釈教歌仙」を端緒に考察された本論文は、既存の文学史の補遺としての意義だけでなく、研究史の再考を迫る瞠目すべき成果であると評価できるのである。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年六月二十二日（土）13時00分から15時10分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して本学学位

規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

三二

福島 祥一郎

『On the Boundary: Edgar Allan Poe's Later
Tales and Representations of the Face of the
Other』

（境界線の上にて：エドガー・アラン・ポアの後期小説と他者の「顔」の表象）

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇二二年九月二十五日

審査委員

主査 丸山 美知代

副査 川口 能久

副査 高島 清

論文内容の要旨

本論文は、19世紀アメリカ文学界において異彩を放ったエドガー・アラン・ポー (Edgar Allan Poe) に関するものである。主として「群集の人」(“The Man of the Crowd” 1840) を起点とし、「ユレイカ (“Eureka” 1848)」までの後期主要作品を「他者 the Other」をキーワードに読み解こうとするものである。その狙いは、これまで多くの批評家は「群集の人」に登場する謎の老人を、「ウィリアム・ウイルソン (“William Wilson”）」の第二のウイルソンと同様に、語り手ウイルソンの「影・もうひとりの自己」と解釈してきたが、その解釈に疑義を提示することにある。論者は、19世紀後半に顕著になるメディアの発達や都市における

個人の無名化へと向かう社会の急激な変化に注目し、ポー作品の解釈をする場合にも、自己の内面のみでなく、自己と他者の関係性に注目することが重要であることを、Zygmunt Bauman の社会学理論や Emmanuel Levinas の「顔」理論を援用して議論を展開している。

論文は英語で書かれ、序論、3章からなる本論、結論、注、引用文献目録からなっている。論文内容の要旨は以下の通りである。

序論：ポーが Philip K. Dick, Paul Auster, Stephen King などの現代作家たちに与える影響の大きさを考えると、彼には時代の制約をはるかに超えて時代を先取りする視点があったのではないか。それが如実に表れているのが、第1章で扱う「群集の人」、第2章の「マリー・ロジェの謎」(“The Mystery of Marie Rogét”)、第3章の「ヴァルデマール氏の病床の真相」(“The Facts in the Case of M. Valdemar”)などの催眠術をテーマにしたものである。

第1章：自己と他者

1-1：語り手と群集の距離

「群集の人」における語り手の群集分析が社会的な階級や職業に基づいていることを指摘し、それが語り手と群集の距離に由来すると論じる。一定の距離を保つことにより、語り手は群集を俯瞰して観察しており、類型的分析によって個人の歴史を知ることが出来ると信じている。しかし語り手が見ているのは、個としての「顔」を失った群集にすぎず、彼が「顔」に出会うことはない。他者性の具現である「顔」に出会わないことにより、彼は不可解なはずの群集を分類し、秩序をもたらすことに成功したように見えるが、実は他者の表層を分析したに過ぎないのである。

1-2：老人と他者

作品後半部に登場する老人の役割を論じている。奇怪な老人の他者性を語り手は「深い罪」と名付け、老人を他の群集とは異なる存在として描いているが、群集を形成し、群集の不可解さを表象する存在でもあると筆者は論じている。つまり老人は二重の他者性(個人として/群集のひとりとしての)を帯びているのである。

1-3：「群集の人」以後：目と声

ポーは「群集の人」以降、群集とは距離をおいて観察する方式をデュパンものに採用する。不可解な他者の存在は「告げ口心臓」(“The Tell-Tale Heart”)や「黒猫」(“The Black Cat”)等に見取れる。そこで「目」と「声」をキーワードに、「ライジーア」(“Ligeia”)の目や声と比較しつつ、当時のペットとドメスティシティ(domesticity)の関係を論じる。

1-4：倫理、法、深い罪

「物言う心臓」「黒猫」の結末での警察の介入が、倫理的な問題を法的な問題に置き換えてしまうものとして機能していることを明らかにする。

第2章：メディアの渦の中で

ポーは急速に発達するプリント・メディアの媒介物としての構造を正確に認識していたが、「マリー・ロジェの謎」において、現実の未解決殺人事件をメディアの情報のみで依拠して解決しようとし、結局失敗しているとし、その理由を低級なセンサーシヨナリズムを売り物にするメディアの氾濫、都市における個の希薄化と他者の圧倒的な不可解さのなかに探ろうと試みている。

2-1：一八三〇、四〇年代のアメリカにおける雑誌を取り巻く状況
人口増加に伴うプリント・メディアの興隆とセンサーシヨナリズムの

横行によって文学が商品化していった過程を説明している。

2-2…「マリー・ロジェの謎」におけるポーの同時代メディア批評
デュパンが作中で批判する複数の新聞には実在のモデルがあり、それらに対するポーの批判と読んで間違いないだろう。

2-3…「マリー・ロジェの謎」におけるポーの巧妙な戦略と失敗
作品が現実の影響を受けて、小説として失敗するまでの過程を明らかにしている。

2-4…距離とプリント・メディア

デュパンの探偵もの「マリー・ロジェの謎」では、探偵の推理を可能にする推理対象との距離が「現実」の侵入によって崩れてしまい、謎解きに集中するためにフィクションとして構築された都市の不可解な他者が露になることを論じている。

第3章…死者とメスメリズム

ポーのメスメリズムを題材とした3作品「鋸山奇譚（"A Tale of the Ragged Mountains"）」「催眠術の啓示（"Mesmeric Revelations"）」「ヴァルデマル氏の病床での真相（"The Facts of the Case of M. Valdemar"）」を比較分析して、行き過ぎた科学主義へのポーの批判の裏に隠された不安を論じている。彼のメスメリズムへの見解の変遷は「他者性」との格闘を示すものであると結論づけている。

3-1…境界を乱す…19世紀中葉のメスメリズムの興隆

19世紀中葉のメスメリズム受容の実態と、「ヴァルデマル氏の病床での真相」が自然と不自然の境界線を突き崩そうとするポーの試みであることを論じている。

3-2…ポーのメスメリズム物語における他者性

メスメリズムを扱う3作品が次第にグロテスクなものに変わっていく

事実に言及している。

3-3…死の裏側にある物質としての世界

「ヴァルデマル氏の病床での真相」のグロテスクな最後のシーンは、科学至上主義への批判であると同時に、「不可解な他者」の問題についての解決の糸口をポーが見つけたことを示唆し、詩的宇宙論とも言うべき不死へのロマンティックな願望を論じた「ユリイカ」においてついに解決したのではないかと結論づけている。

論文審査の結果の要旨

個々の審査委員が論文の全体的な評価について述べたあと、質疑応答に入った。審査委員三名の合議による総合所見を以下に記す。

本論文は学位申請者が長年にわたって研究を続けてきたポーの後期短編小説を、自己と他者の関係という観点から考察した力作である。内容の要旨で述べた通り、個と他者の関係性という観点を取り入れることで、個の問題に偏りがちなポー研究に一石を投じようとした意欲的な論文である。「他者」の問題を正面に据えて、ポーを読み直そうとする意欲と論者の長年にわたる地道な研究の姿勢は評価したい。

本論文の各章の内容が示す通り、「群集の人」を問題提起のきっかけとして、ポーが当時の都市社会において決して孤立した存在ではなく、いやおうなしに群集のありように注目させられ、自分もそのなかの一人であることを意識させられながら、創作を続けたことを明らかにしようとしている。この点を論じた第1章は哲学的、社会学的考察があつて、難解ながらもつとも刺激的で手応えのある章である。特に「深い罪」を抱えて群集のなかに紛れようとする老人を追いかける語り手が、ついに老人の顔を目の前にしたとき、以前とは違って他者の顔を描写するどころか、何も語らないことに注目しているのは全く正しい指摘である。章

のセクション分けも適切で、先行研究についても十分な目配りがあり、同様のテーマがみつかるとして挙げている「告げ口心臓」「黒猫」等も適切な選択であり、解説も丁寧になされている。

第2章のメディアの問題では、まずポーがデュパンという探偵を生み出した理由を説明するには、第1章で主として扱った「他者」の問題と結びつけて考察する必要があることも説得力をもって論じられている。しかも「マリー・ロジェの謎」において、メディアを利用したつもりが、そのメディアに失敗させられたポーのドラマが開示されることで、読者としての顔のない群集を極度に意識しながらも、それに裏切られるポーが滑稽ですらある。

第3章のメスメリズムが生と死の境界を越える似非科学的性質をもっていることに着眼したことも興味深い。また関係するさまざまな情報を要領よくまとめて論旨の補強に利用しており、説得力のある論文に仕上がっていることも評価できよう。

なお本論文は英文で一二二ページに及ぶものであるが、形式、構成については適切であると判断した。英語についても概して学位申請者の意図が正確に伝わるように丁寧に書かれていることも指摘しておきたい。

試問の結果、いくつかの課題も明らかになったので、ここに明記しておく。テーマが意欲的であるということは、ともすると先行研究を一方的に否定する傾向に走りがちであり、審査員からはこの点に関する懸念が表明された。また各章内のまとめりはあるのだが、各章間を結びつける努力をさらにすべきであったという指摘もなされた。これらの説明不足から生じる疑問点については、試問によって概して適切な説明が得られたことも付記しておく。

なおこれもテーマの性格と関係しているのだが、論の展開を急ぐあまり作品の細部が見落とされていると思えるときがあるという意見もあつ

た。

以上のような課題はあるものの、斬新で重要な課題をポー研究の世界に提起した意義は大きく、論文の価値を損なうものではないというのが審査委員全員の一致した意見であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一三年一月二十六日(土) 13時から15時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。学位申請者は本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程在学中に本論文に関わる学会発表を行っており、論文の骨子となる複数の論文を学術誌に掲載している。また現在、他大学で英語常勤講師として勤務していることと、公聴会における質疑応答の結果から、学位申請者が博士学位に相応しい学力を有することを確認した。

以上の諸点を総合的に判断して、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると認める。

PEREZ RIOBO ANDRES

『17世紀における日本人キリスト教徒への迫害と差別』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇二二年九月二十五日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 三 枝 暁 子

副査 井 上 智 勝

論文内容の要旨

本論文は、従来は西洋文明と日本文化の本格的出会いとして捉えられ、また織豊政権期から江戸時代にかけて「迫害」と「殉教」の対象となつた存在として捉えられてきたキリシタンについて、日本側史料のみならず多くのスペイン(イスパニア)・ポルトガル側史料も駆使して、根本的な再検討を試みた労作である。

第一章『キリシタン世紀』——異文化との接点とその姿勢』では、日本におけるキリスト教と日本宗教との葛藤というイメージを批判し、「西洋対東洋」という枠組みとは異なり、異文化というものが「理解し得るものとして理解される」様相が克明に示されている。ここでは、バリニャーノの *Sumario de las cosas de Japon* 『日本巡察記』、フロイスの *Historia de Japan* 『日本史』とイエズス会士の書簡 (*Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia de Jesus escreverao dos Reynos de Japao &*

China 『イエズス会士日本通信』) が詳細に検討され、宣教師の言語能力、バリニャーノらの「適応主義」、仏教とキリスト教の発展した組織力と聖像学という要素から、日本ではキリスト教を仏教と近似したものと受け止めていたこと、キリスト教の教義や儀礼(洗礼など)も「呪文的なものとして「理解」されていたことなどが明らかにされている。さらにこうした点から、江戸期の「隠れキリシタン」は決して伝来期の「純粹な」キリスト教からの「逸脱」ではなく、むしろ伝来期のキリスト教「理解」を示すものと捉えられる、という重要な結論が示され、今日流行しているキリシタン史の「物語」は、ヨーロッパからする近代研究が作り上げた歴史像、キリスト教からする護教的歴史像であることが示唆されている。

第二章「キリシタン迫害を考える——殉教の教育と幕府権力」では、キリシタンの「迫害と殉教」という像が四つの点から批判されている。第一は、戦国期から江戸時代初期は「人殺しは普通」(塚本学)であり、諸大名・幕府権力から見てもキリシタンが特別に「迫害」されたわけではなかったこと、第二に、したがって諸大名・幕府権力は宗教的理由で「迫害」を行ったわけではなく、むしろ治安などの政治的理由から非キリシタンと同様に厳しい処断を行っていたこと、第三に、「殉教」者の中にはキリシタンを匿った者、あるいは共同生活をしてきた者が多数含まれており、したがって今日の研究ではほとんど顕彰もされない非キリシタンが多数存在していたこと、第四に、宣教師が「殉教」を促したにも拘わらず、実際は生き延びるために「転んだ」キリシタンの方が多数派であり、かれらの一部が江戸時代の被差別民や「隠れキリシタン」となっていたこと。この章の終わりでは、キリシタンの迫害がスペインのモリスコ追放と軌を一にした事象であったことが注目され、中世的帝国システムから「近世的支配体制」への移行という世界史的視野の中でキリ

シタン追放が捉えられている。

第三章「一六三二年におけるヒニンの国外追放について」では、一六三二年に起こった「ヒニン」の国外追放事件が取り上げられている。ここでは、これまで日本の歴史学界が取り上げてこなかったルソン（フィリピン）総督の書簡やフランシスコ会のデイエゴ・デ・サン・フランシスコの報告、さらにキリシタン側の研究が見逃してきた『道頓堀非人関係文書』（伊国江参候乞食之覚）などの史料を利用し、ここで追放された「ヒニン」は実はキリシタンであり、同時に近畿の都市の「ヒニン」小屋に住んでいた「乞食」「癩者」であったことを実証的に明らかにしている。従来から関係性が指摘されてきたものの、ほとんど追究されてこなかった「ヒニン」とキリシタンの密接な関係がここでは明らかにされている。

第四章「近世非人垣外形成とキリシタンとの関わり」では、第三章の考察を受けて、被差別民研究とキリシタン研究の成果を同時に取り上げ、「ヒニン」（中世）・「非人」（江戸時代）とキリシタンとの関係を分析している。ここでは、堺・大坂・和歌山・江戸の垣外の由緒、キリシタン「病院」に関わる史料を分析して、キリシタン「病院」と垣外の類似性・継続性の可能性が明らかにされている。そして、「乞食」「癩者」が多く、あるいはそこに匿われていたキリシタンが、江戸時代に垣外の「非人」として組織化されたのではないかと推察されている。

第五章「肉食と『癩』に関わるキリシタン像の形成」では、戦国時代には忌避されていた肉食や、「穢れ」「癩者」などが、キリシタン像として流行していたが、江戸時代に入ると「無効化」し、「魔法使い」や「国を転覆させる者」などとして表象されるようになっていった過程が明らかにされている。ここから、日本における肉食の一般化、「癩者」の忌避の変容、「穢れ」意識の弛緩が窺えるとし、そこに幕末対外危機下で

の夷狄・キリシタン像の原型も認めている。

第六章「大航海時代における人身売買——日本にキリスト教が与えた影響を中心に」では、キリシタンや「ヒニン」など社会の周辺部の史料から浮かび上がる戦国期の奴隷売買問題を取り上げている。ここでは、秀吉の日本人の海外人身売買の禁止や司教セルケイラの「人身売買者破門令議決書」などに見られるように、布教と禁教の交差点には人身売買の問題があったことが示されている。そして、大航海時代とは、実は多くの人びとが奴隷主や奴隷として全世界を歩き来した（行き来させられた）時代でもあり、キリシタン関連史料からは、キリシタンの問題のみならず、実は驚くほど多様な人びとの生きざまがとらえられることがのべられている。

なお、本論文には付録が二つ添えられている。付録1「日西関係における呂宋壺貿易の意義——商品・必需品・朝貢」では、第六章同様にキリシタンや「ヒニン」などの史料から浮かび上がるルソン壺のバブル的貿易について論じたもので、茶道の隆盛、秀吉の侵略野望の背景にルソン壺が存在し、それがキリシタンの宣教・禁教政策と深い関係にあったことが明らかにされている。付録2「十六・十七世紀のキリスト教伝道・キリシタンに関する近代の文献目録（スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・ドイツ語・フランス語・英語を中心に）」は、日本キリシタンに関する欧米の文献について、申請者が詳細に調査して作成したもので、多くは日本に初めて紹介されるものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は次の五点において、これまでのキリシタン研究を大きく刷新する好論文であると評価できる。第一に、キリスト教は「理解し得るもの」として理解された」ことを明らかにしたことである。従来は、現代人

にとって既知のキリスト教教義が前提となつてキリシタンの教義文献が読まれ、それが日本の当該期の宗教・思想状況にどのように影響を与えたかが研究テーマとなつてきたが、そもそもその前提を揺るがす重大な論点の提示といわなければならない。第二に、ではどのように「理解された」のか、申請者は、「隠れキリシタン」と宣教師の史料を詳細に検討して、それらの思想・信仰に大きな差異がなかったことを示し、まさに神仏基一致的な思想・信仰、あるいは「八宗九宗」の一派としてキリシタンが捉えられていたことを実証的に明らかにしている。第三に、「迫害」され、「喜んで」「殉教」していったというキリシタン像についても大きな疑問を提示し、宣教師側が「殉教」を促しつつも、それに従わなかった者が多数存在していたこと、しかしそれが顕彰されない存在として無視・隠蔽されてきたこと、さらには「殉教」者とされた者の中には非キリシタンが多数含まれていたことを示し、むしろ多くの民衆が「殺された」時代として戦国時代を捉えることに注意を喚起している。第四に、従来は別個に行われてきたキリシタン研究と被差別民研究の両者を融合させることで、戦国時代・江戸時代初期に実はキリシタンと被差別民は近似した存在として存在し、かつそのように周りからも捉えられていたことを明確に示した点である。この点は、個別には指摘されることはあつたが、とりわけキリシタン研究の中核にあつたキリスト教界の事情もあつて正面から論じられることは少なかった。本論文はその限界に正面から向き合つたものと評価できるだろう。第五に、キリシタンの表象という問題を取り上げたことである。キリシタンがどのように存在していたのかと並んで、あるいはそれ以上に、実はどのように表象されてきたのかという問題は、江戸期・幕末期・明治期の対外観を考える上では、きわめて重要なテーマといわなければならない。本論文では、「肉食」「癩者」「魔術」「一向宗」「穢れ」などをキーワードとしてその変容

を追っており、この点は高く評価できるだろう。

以上の大きな達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げることができる。①当該テーマの研究のためには日本語とスペイン語・ポルトガル語の両者に通じることが必要である。そしてとりわけ日本側では、この点が不十分でこれまで研究の進展が阻まれてきた。学位申請者の研究は、この面で大きく貢献するものといわなければならない。②キリシタン研究は、その性格上どうしても宗教思想的視点から行われることが多かった。だが、日本史とスペイン史の両者に目を配つた学位申請者は、このテーマについて、世界的な大航海時代的一幕に位置づけようとしている。とりわけモリスコ追放とキリシタン追放について比較したことは、少なくとも日本キリシタン研究では従来は全く行われてこなかったもので、今後大きな波紋を与えることが予想される。③同様に人身売買・ルソン壺など、対外交易史では取り上げられることはあつても、キリシタン研究の中に位置づけられてこなかったテーマが取り上げられた意義も大きい。戦国大名が何故キリシタンを許容・受容したのか、豊臣秀吉は何故朝鮮侵略を行ったのか、ルソン侵攻が何故計画されたのか、堺などには宣教師と共に奴隷売買商人や全世界から連行されてきた奴隷が存在していたことをどのように考えるべきか。本論文はその詳細に込んでいるわけではないものの、従来は見逃しがちであつたこうした問題に光を当てることで、この時代の歴史像をより豊かにすることに貢献しているといえるだろう。

本論文の問題点として審査委員から指摘されたことは以下のとおりである。まず第一に、「理解し得るものとして理解された」というのであるならば、キリシタン以上に実は当該期の民衆の信仰実態が示されねばならない。史料の制約があるにしても、一向宗・日蓮宗などに関わっては当該期の研究は比較的豊富である。その点にも目配りをする必要がある

るだろう。第二に、こちらがより困難な課題といえるが、当該期の下層民についてもより実証的な検討が求められること。とりわけ「癩者」の「救済」については、他の宗教とは区分されるキリシタン活動の特質ともいえるもので、この点はもう少し検討されるべきではなかったか。第三に、本論文はキリシタンをより一般的な歴史事象に戻し、同時代的な他の事象から考えることには一応成功している（「殉教」を戦国期の「人殺し一般」から考えることなど）。だが、それでも何故他ならぬキリシタンを信仰したのかは気にかかるところで、民衆がキリシタンに何を期待したのか、どのような「救済」を望んだのかについては、もう少し丁寧な検証が必要なのではないか。以上の三点は、いずれも民衆実態からのアプローチの必要性という点では共通しており、この点が本論文について審査委員会が共有した問題点であった。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。日本語の完成度も高く、スペイン語を母語とする留学生の論文としては群を抜いた出来といわなければならない。直ちに日本で公刊できる内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は、二〇一三年一月二十六日（土）午後3時から午後5時30分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性、体系的、高い水準の学術的価値をもつものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、スペイン語を母語とする申請者の漢文・日本語（現代語・江戸語）・ポルトガル語・ラテン語・英語の卓越した水準の力

量が窺える。学位申請者は、これまで発表してきた学術論文、数多くの国際学会での報告、日本学術振興会特別研究員としての活躍などで、すでに当該テーマに関わって若手研究者としての地位を確立している。以上の点を総合的に判断し、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

『律令国家における華夷秩序と蝦夷支配』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇二二年九月二十五日

審査委員

主査 本郷真紹

副査 美川圭

副査 杉橋隆夫

論文内容の要旨

本論文は、古代律令制下に於いて夷狄の身分と位置付けられた蝦夷について、種々の視点から改めて検証を加え、新たな評価を試みた論考である。序論・第一章・第二章・第三章・結論と、第三章の補論によって構成される。このうち第一章・第二章と第三章補論は既発表論文に補正を加えたもので、第三章と第四章は新稿である。

序論では、本研究の前提となる古代の民族概念・身分制度に関する先行研究を総轄し、そこでの蝦夷研究がどのような観念に基づき、何を目的として行われたものかという点を踏まえ、それぞれの立場・意識の相違を指摘した上で、王民共同体論と夷狄の同化という石母田正氏・石上英一氏と受け継がれた蝦夷身分分析の姿勢に対する筆者の問題意識を開示し、本研究の意図した所を指摘する。

第一章「律令階制と蝦夷―蝦夷爵制の再検討を中心に―」では、蝦夷に対して与えられた蝦夷爵という爵位が王民に対する文位と差別する

必要から設定された特殊な位階制であったとする通説を批判し、『延喜大蔵式』賜蕃客例条の再検討を踏まえ、国司等による現地での付与の必要性から特に設定されたもので、最終的には蝦夷も令制の秩序に組み込むことを目的としていたと指摘する。

第二章「俘囚身分の成立―献捷儀礼の日本の受容―」では、中国の史料における用例分析を通じて「俘囚」という語の意義を検証し、中央における戦勝儀礼に際し朝廷に献上する対象として設定されたのが「俘囚」の概念で、その移配は懲罰的意義を有するものではなく、最終的には蝦夷の同化を意図するものであったと評価する。

第三章「律令負担体系と蝦夷」では、移配蝦夷に対しては口分田が支給され、通常の戸籍・計帳によって支配が行われていたが、それ以外の蝦夷身分の者は令制的負担の対象と位置づけられず、独自の負担が設定されていたとする通説を批判し、負担体系の面において、移配蝦夷のみならず陸奥・出羽の蝦夷もまた公民と同様の支配を受けており、最終的には全ての蝦夷を律令的秩序の中に組み込む事を目的としていたとする論を展開する。

第三章補論「九世紀における蝦夷の宮廷儀礼参加について」では、九世紀段階で内国の蝦夷が宮廷儀礼、特に節会に参加した意義について、従来言われてきたような、蝦夷を夷狄として位置づけ、矮小化した帝国構造を儀式の中で再生産する目的で行われた朝廷の施策とする評価に再考を促す。蝦夷の宮廷儀礼への参加形態が八世紀以前とその後で大きく異なる点に注目し、九世紀においては、寧ろ蝦夷の側が越訴の機会として節会への参加を望んだと解釈し、蝦夷の主體的行為であると同時に朝廷の懐柔策の一環であった可能性を指摘する。

第四章「律令国家の夷狄認識と統治理念」では、第一章から第三章で展開した議論を踏まえ、渡来系氏族や隼人と同様に、蝦夷の公民化は夷

狄概念を併存して行われており、桓武朝における征夷の高揚は、自身の血統に由来する渡来系氏族の「転位」に伴い、蝦夷に対する「棄絶」の姿勢が打ち出された結果であると評価する。筆者は、渡来系氏族の出自意識との比較を通じて、蝦夷意識も同様に出自概念として機能し、華夷秩序を支えていたと受け止め、桓武朝に国家体制変質の契機を見出そうとしている。

結論では、序論における問題提起を受け、各章の論証を通じて導いた結論をもとに、石母田正氏の説いた、律令国家における夷狄の存在意義を共同体からの排除とみる視角を批判し、むしろ共同体に包摂されることに意義が存したが、桓武朝にこの原則が変質したと説き、今後の蝦夷研究の展望を示している。

論文審査の結果の要旨

審査委員三名による総合所見は、以下の通りである。

本論文は、全体を通じて課題意識と論理が首尾一貫しており、検証の手法と論の展開においても、独自の着眼点、新たな視覚から新しい評価を試みんとした好論である。特に、通説の問題点を適確に指摘し、必要に応じて中国史料の用例等から導かれた分析結果をも踏まえた上で、説得性に富む議論を展開し、独自の見解・解釈を呈示している点は、高く評価すべきものと確信される。

問題点としては、蝦夷についての史料に制約が大きく、残存状況の偏頗性等から、止む無く憶測に頼らざるを得ないことにより、実証の内容に一抹の不安を有する部分や、やや牽強付会に結論を導こうとする部分も散見される点が指摘される。審査委員からは、後世の史料も博搜し援用する必要がある旨の指摘も呈された。しかし、これらの点を考慮しても、本論文で試みられた新解釈・評価を試みる積極的な姿勢は、研究の

将来性に鑑みても極めて貴重な意義を有するものと言う事が出来る。序論や結論で指摘されている、時代や地域を越えた身分制度に対する筆者の意識・見通しと合致した考察過程と説得性に富む内容をもつものと判断され、今後の進展が大いに期待出来るものである。

以下、各論について講評する。

第一章「律令位階制と蝦夷・俘囚」は、『日本史研究』第五八九号(二〇一一年)に発表した「蝦夷・俘囚への叙位―蝦夷爵制の再検討を中心に―」を補訂した論稿である。結論は一つの新たな解釈として十分評価しうるものであるが、史料の量的制約により、蝦夷に対する「叙位」とされる部分を全て蝦夷爵の授与と判断しうるか、また、仮にそうであったとしても、それが例外的措置でなく一般的なものであったと見なして良いかという点が問われたが、筆者は周囲の状況から、陸奥・出羽の現地官人による叙位としか受け止められず、それが文位であれば寧ろその方が天皇以外の官人による叙位という、律令身分制の根幹に拘わる重大事となるため、考え難いと答えた。この他、俘囚に対して現地で与えられる位階も蝦夷爵に限定できるか、現地での爵位授与の後、朝廷の追認が要求されなかったのか、といった点について緻密な考証が必要との意見が出された。

第二章「俘囚身分の成立―献捷儀礼の日本的受容―」は、『続日本紀研究』第三七三号(二〇〇八年)に発表した「俘囚身分の成立過程―日中の概念比較を中心に―」を補訂した論稿である。中国史料に窺われる事例分析を基盤としている点、先行研究には見られなかった新たな分析視点として高く評価されるが、単純に用字の事例数を比較することは危険であり、例えば「俘」の例にしてもそれが動詞・名詞のいずれとして用いられているのかといった点に配慮する必要がある、「俘」・「捷」と共に、「囚」の用例分析も、論旨に照らして不可欠と考えられる。また、

中国における一連の献捷儀礼の中で、その最後の過程に相当する棄市（全員処刑）が何故日本で行われなかったかという点について、単純に穢れの観念の相違に起因すると受け取るのは早計であり、より綿密な考究が要求される。この他、俘囚計帳なるものが作製されたのかといった点については、何故殊更に俘囚計帳なるものが作製されたのかといった点についても十分考慮する必要があるという意見が出された。

第三章「律令負担体系と蝦夷」は、新たに書き下ろした論稿で、帰属した蝦夷が基本的に律令階制に組み込まれ、公民と同様の負担体系下に置かれたという見解は一定の説得性を持つものであるが、それでは何故に公民化の後にも蝦夷という身分・出自概念が残存したのか、またそれは後世どの段階でどのような経緯で消滅するのか、といった点が新たに課題となる。そもそも出自の地域に起因する身分の概念と、「夷」に対する差別的観念の前提といった点についても、慎重な検討が必要である。これは「化民」や「王民」の語義、その意識についても同様と目される。

第三章補論「九世紀における蝦夷の儀式奉仕について」は、『立命館文学』第六二四号に発表した「九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義」を補訂した論稿である。八世紀以前と九世紀段階での蝦夷の宮廷儀礼参加形態の相違に着目し、その史的意義を考察した内容は、説得性に富むものと評価される。但し、九世紀における宮廷儀礼参加の際の蝦夷による越訴を、朝廷にとつては蝦夷の希望を認めた受動的な懐柔策の一環であったと受け止め、本質は蝦夷の主体的な行動と評価する点については、そこまで蝦夷の主体性を認めるべきか懸念がもたれるという意見が呈された。

第四章「律令国家の夷狄認識と統治理念」は、新たに書き下ろした論稿である。前章までの考察内容を踏まえ、夷狄認識の変質の契機を桓武

朝に求めようとする姿勢は、一つの評価として認めうるものである。但し、周知の征夷事業の意義を「棄絶」に求め、桓武の母・高野新笠の出自に基づく渡来系氏族に対する意識の変化に即した状況と評価する点については、これを桓武王権の特質と見なす場合、逆に問題を矮小化する危険性もあるという意見が呈された。今少し当該期の状況に対する多角的な分析を踏まえ、変質の意義を考察するべきと考えられる。

総じて、上記の点を踏まえ、博士学位論文として十分にその到達度が承認しうるものであることが、審査委員三名の総意として確認された。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は、二〇一三年一月十六日（水）午後4時30分から6時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、日本学術振興会特別研究員としての活動内容、また公聴会の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

裴 貴 得

『日本組合教会の朝鮮伝道と自由教会に関する研究』

——共鳴と失敗のはざま——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 杉 橋 隆 夫

副査 神 田 秀 雄

副査 長 志 珠 絵

論文内容の要旨

本論文は、植民地朝鮮(以下朝鮮と略称)における「日本組合教会」(以下組合教会と略称)の伝道活動について、日米韓の史料を駆使して再検討しようとするものである。序章では、従来の研究の総括が行われているが、これまでは支配・被支配、同化・独立、日本教会・民族教会という二項対立的な視点、一国的境界を前提とした「日本・朝鮮」対峙型研究か、朝鮮のために「献身」したキリスト者の顕彰、「献身」しなかったキリスト者の断罪という二項対立的個人研究がほとんどであったと批判されている。それに対して、本論文は、①日朝キリスト者の「相互行為」、②アメリカン・ボード(西欧宣教師)の役割、③現場でキリスト教を信仰した朝鮮民衆という三つの視点から、一國史に回収されない「近

代帝国のキリスト教」の一翼としての日朝教会の様相・歴史的意義を明らかにしようとしている。この視点によって、「近代帝国のキリスト教」と向き合った当該期の日朝キリスト教会の苦悩と葛藤、具体的には「独立」と「自治」、「伝統」と「創造」などの問題が、「相互行為」の帰結として浮き彫りにされていくこととなる。

第一章においては、まずは組合教会のアメリカン・ボードからの「独立」と「自治」問題が取り上げられている。そこでは、キリスト教を「立派に受容」し「近代文明化」したことの歴史的表現こそが、「独立」「自治」の意味であるとされ、そこから組合教会の朝鮮伝道の背景を明らかにしている。すなわち、組合教会の朝鮮伝道は、教団内部的にはアメリカン・ボードからの経済的「独立」を果たすための拡張伝道の一環として、教団外部的には日本キリスト教が日本の「臣民」であることを示すと共に、西欧世界に対してはその発展と文明化を証明できるものとして推し進められたと捉えられている。これまで等閑視されてきた組合教会による朝鮮伝道の背景が、その内部的論理およびアメリカン・ボードや日本社会との関連から実証的に描きだされている。

第二章においては、「独立」と「自治」問題が、今度は朝鮮伝道においていかなる様相を帯びながら展開されたのかを明らかにしている。当時組合教会の朝鮮伝道の「成功」を支えたのは、アメリカ宣教師との間で洗礼資格をめぐる「蓄妾」「祭祀」問題に関わる意見の不一致が生じて「独立」した朝鮮の「自由教会」であった。すなわち、「自由教会」が組合教会に加入したのは、日本国内における組合教会の「独立」と「自治」、そして朝鮮人教徒の「独立」と「自治」に対する願望と共鳴した結果であったと主張されている。だが、一度は共鳴しあった両者の「独立」と「自治」という問題が、それぞれ内部的には、財政問題と「蓄妾」「祭祀」問題という異なる問題を抱え込んでいたために、日本と朝鮮そ

れぞれにおいて当初から異なる様相を帯びざるをえなかったとされている。ここで中心的に取り上げられているのは、「自由教会」の崔重珍、および組合教会の渡瀬常吉の活動であるが、とりわけ植民地化に荷担したとされる渡瀬の思想が、それに批判的であったとされる柏木義円の主張と対比されつつ分析され、渡瀬にあつては「超越的」キリスト教信仰が日本「臣民」化を階梯として表明される構造、柏木にあつては日本「臣民」化を階梯としない構造になっているものの、いずれも組合教会の内部論理であつたことが示されている。

第三章では、朝鮮の「自由教会」について、組合教会、アメリカ宣教師、朝鮮人信者という三者の関係性の中から検討を加え、とりわけ、「自由教会」とアメリカ宣教師との間に生じた意見対立の背景には「蓄妾」と「祭祀」問題が存在していたことが示されている。当時の朝鮮人がキリスト教を信仰するという事態は、従来の前近代的共同体から分離し、新しい信仰的個人として「自立」することを意味していたが、同時にそれは前近代的共同体からの「孤立」を意味していた。崔重珍らがこの問題についてどうしても譲れなかつたのは、したがって当時の朝鮮人キリスト者の「今を生きる生活」の問題でもあつたからである、とのべられている。ここでは、多くの貴重な史料を駆使しながら、最終的には朝鮮社会に合う新しいキリスト教の形としての「追悼礼拝」が「創造」され、現在に至っていることが明らかにされている。

第四章では、朝鮮植民地化前夜の韓末期の韓国統監府の宗教政策が、「宗教地形」という視点から分析されている。用いられている史料は新たに発見された「耶蘇教二関スル諸報告」であり、史料論・史料紹介の意味も兼ねた章となっている。「宗教地形」とは、近年の宗教史研究で示された諸宗教を全体構造・相互関係から把握せんとする方法的視角であるが、ここでは韓国統監府のキリスト教政策が、他宗教とキリスト教

との間に生じる関係性を利用して行われたことを示すために用いられている。とりわけ、重要なのは東学系宗教との関係で、天道教・侍天教とキリスト教の相互関係によって、統監府によるキリスト教伝道活動としての「大復興運動」「百万人救霊運動」に対する評価・政策が全く異なるものとならざるをえなかつたことが示されている。また、同史料には、当該期の朝鮮キリスト教に対する民衆の反応・信仰も克明に捉えられており、それは、民衆自身の生活における利益、現世利益と深く関わるものであつたとのべられている。統監府の政策は、これら朝鮮キリスト教団の活動、東学系宗教、朝鮮民衆などのそれぞれの反応によって、常に流動的にならざるをえなかつたと結論づけられている。

第五章は本論文の結論的な部分で、組合教会の朝鮮伝道部の廃止問題が取り上げられ、組合教会の朝鮮伝道の「失敗」の意味について検討している。組合教会の朝鮮伝道は、財政悪化によって一〇年余で終止符を打つこととなる。その後組合教会の朝鮮伝道部から諸教会を引き受けて独立したのが、朝鮮会衆基督教会であつた。その会衆教会の会長であつた柳一宣は、西欧と日本からの精神的・財政的「自立」を会衆教会の使命として設定しているが、その「自立」「自治」論は、経済的に「自立」した朝鮮人を目標に掲げ、「自立」した朝鮮人を創り上げられるのは、進歩主義に基づく「朝鮮の教会」しかない主張する。かくて、組合教会の朝鮮伝道は「失敗」したものと総括され、「自立」した朝鮮人像・朝鮮教会・民族教会という主張がここに胎動を開始することとなる、と結ばれる。

終章ではここまでの論点が整理され、組合教会による朝鮮伝道の問題とは、従来の「支配」と「被支配」、「弾圧」と「抵抗」という、一国史的枠内では捉えられないものであることが確認され、しかも多分に流動性を孕んだものであつた、とされる。われわれは、単純化、ナショナル

化、超越化という欲望にさらされているが、キリスト教を一方で超越化しつつ同時にその活動を一国史的な境界に閉じこめるのではなく、世界が帝国・植民地化されていった十九・二十世紀初頭期における歴史的存在として捉え、その葛藤や苦悩に丁寧に分け入っていくことの重要性が説かれて結ばれている。

論文審査の結果の要旨

本論文は次の五点において、これまでの日韓キリスト教史研究を大きく刷新する好論文であると評価できる。第一に、組合教会の朝鮮布教の背景と論理、朝鮮「自由」教会のそれへの合流の背景と論理を、アメリカン・ボードの活動との関連で解き明かしたことである。これによって、従来は日朝二者の支配関係で説明されてきた歴史過程について、植民地支配も含めて一段と深い世界的なキリスト教の布教との関連で捉えることが可能になった。組合教会史については、同志社をはじめ研究の蓄積は厚いといえるが、従来注目されてこなかった「自立」「独立」の問題群が日朝双方の共有しえる問題として析出されたことは、今後の研究に少なからぬ影響を与えることになるだろう。付言するならば、こうした研究には日韓米の言語的理解力が要求されており、この点でも申請者のなしたことの意義は大きい。第二に、現在に続く韓国キリスト教の信仰・儀礼が、植民地時代のキリスト者の「伝統」との葛藤、西欧からの「自立」による「創造」の歴史的所産であることを探り当てたことである。とりわけ、「追悼礼拝」が、「祖先祭祀」とキリスト教信仰に折り合いをつけて「創造」されたとする論点は、斬新なものである。第三に、従来個別に研究されてきた日本キリスト者・キリスト教系知識人（新島襄・海老名弾正・渡瀬常吉・柏木義円ら）の信仰について、それを個人的論理や功罪に還元するのではなく、歴史的な文脈における相互行為・言説空

間の産物として捉えていることである。思想史研究では、こうした言説分析的研究は既に一定の潮流となつているが、宗教思想史研究では未だほとんど行われていない状況にある。個別の論点については首肯しえない点は残るものの、こうした方法を導入した意義は小さくない。また、困難な史料状況にあるにも拘わらず、崔重珍・柳一宣らの信仰についても、同様に構造的に捉えようとしていることも評価できる。第四に、朝鮮民衆の当該期のキリスト教信仰にわずかながらも迫ったことである。この点はこれまではオーラルヒストリーに頼らざるをえなかった分野であり、それが徐々に困難になつている点に鑑みるならば、弾圧側の史料とはいえ民衆が民俗社会とキリスト教にどのような折り合いをつけようとしているのかを文献学的に捉えた成果は多としたい。第五に、申請者が韓国国家記録院を丹念に史料調査して「耶蘇教二関スル諸報告」という韓国統監府・朝鮮総督府関連文書を見つけたし、それに照明を当てたことである。未だ十分に活用しきつていないとはいいが、逆にいえば東学系宗教の研究、韓国民衆思想史研究での活用も大いに期待できる大きな達成であると評価できよう。

以上の大きな達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げるができる。①来日宣教師の研究は日本にも多々存在しているが、来朝宣教師と関連づけて分析するためには、韓国語文献を精査する必要があった。本論文ではそれが実現し、韓国への西欧キリスト教布教が日本のそれと同時代的に捉えられる道が開かれたこと、②近年植民地近代性論に立った新しい植民地研究が日韓双方で盛んとなつているが、未だキリスト教史に関わる業績は少ない状況にある。本論文はその嚆矢となるものと評価できよう。

本論文の問題点として審査委員から指摘されたことは以下のとおりである。まず第一に、本論文は「相互行為」「揺らぎ」など常に二項対立

的な叙述を避けようとしているが、その分論理として分かりにくくなっている箇所が存在していることである。この点は本論文の方法に係ることであり、一概に批判しうるものではないが、複雑に入り組んだ状況や構造を、より分かりやすく切開する努力がもう少しあったならば、本論文の論旨はより説得的なものになったのではないか。第二に、史料制約が多い分野であることは理解できるとしても、「耶蘇教二関スル諸報告」などは官憲側の史料であり、そのバイアスがかかっていることは否定しえない。今後もお一層同時代的史料の蒐集に努め、史料批判をもう少し丁寧に行うべきではないか。第三に、本論文が対象としている時代は十九世紀末から一九二〇年代までとなっている。植民地支配が本格化し、あるいは宗教支配が強められていくのは一九三〇年代以降であるというのが通説的理解であることに鑑みると、本論文は未だ端緒的時代を取り扱ったものといわざるをえない。この点は、今後の研究展望と関わることであるが、少なくとも植民地時代全体を見とおせるような研究を今後も行っていたきたい。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。日本語の完成度も高く、韓国語を母語とする留学生の論文としては群を抜いた出来といわなければならない。日本・韓国で公刊できる内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇一三年七月七日(日)午後5時から午後7時まで、至徳館三〇一会議室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性、体系性、高い水準の学術的価値をも

つものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、韓国語を母語とする申請者の日本語・英語の卓越した水準の力量が窺える。申請者は、これまで発表してきた学術論文、数多くの国際学会での報告、韓国高麗大学校・東西大学校日本研究センター研究員としての活躍などで、すでに当該テーマに関わる若手研究者としての地位を確立している。

以上の点を総合的に判断し、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

鄭 銀 珍

『近代韓国陶磁史研究』

——浅川伯教・巧兄弟の活動を軸として——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 和田 晴 吾

副査 高 正 龍

副査 木 立 雅 朗

副査 庵 途 由 香

論文内容の要旨

本論文は、日本による植民地化の進展という大きな歴史的枠組みの中で、近代韓国の陶磁器の実像と認識がどのように変化したのかを、浅川伯教・巧兄弟の活動を軸として明らかにした。植民地時代の日本窯業と韓国窯業の関係史料を基に初めて明らかにしたこと、浅川伯教の遺品を詳細に整理しその実践活動に光を当てたことなどが本論の大きな特徴である。

全体は、まえがきと終章、結論をあわせて、8章で構成されている。「まえがき」では、韓国近代史を概観し、「植民地時代の負の遺産」問題、オリエンタリズム論を踏まえた上で、柳宗悦の「悲哀の美」や高麗青磁の「伝統」の問題を位置づけ、植民地時代の歴史を批判的に継承しなければならぬと問題提起している。

「第一章 近代日本産業陶磁の朝鮮半島への進出」では、近代日本の陶磁器がどのように韓国に流入したのか、その具体的な様相を明らかにするため、陶磁器研究の分野では初めて外務省通商局の『通商彙纂』を分析し、具体的な状況を明らかにしている。朝鮮の陶磁産業は日本から安価な製品が多量に流入したために衰退したと理解されてきた。日本側の対応については具体的な検討はほとんどなかったが、この史料の分析により日本領事館が早くから韓国人の嗜好を調査し好まれる器種や色・文様・品質などを示していること、日本の窯業産地がそれに呼応して「模造」・「朝鮮形焼物」を製造し、継続して「改良」の努力を行っていること、肥前と尾張が産地間の競合・棲み分けを行っていることを明らかにした。さらに、肥前・尾張の窯跡出土品から韓国向けの陶磁器類を抽出し、はじめて集成・検討を加えている。一部ではあるが韓国出土の日本産陶磁器を比較検討して考古学的にも『通商彙纂』の記述を裏付けた。近年、韓国で相繼いで発掘され注目されはじめた植民地時代の日本産陶磁器の研究もそれと矛盾なく理解できるものであるという。

「第二章 韓国国内における陶磁生産状況」では、韓国内における陶磁器生産の具体的な姿について、「近代化」と「伝統」をキーワードにして検討を行っている。国内の陶磁器生産は併合以前から日本との関係が密接であり、併合後は官立工業伝習所や朝鮮総督府中央試験所、李王職美術品製作所などが近代化と日本化を進め、「工芸伝統の原形が損なわれ日本化が促進された」と否定的に評価されてきた。日本製品が流入し、韓国の陶磁器産業・工芸品製作が衰退する中であって、韓国の官民は近代化に努めたことにも触れているが、まもなく植民地化されたため、結果的にその課題は朝鮮総督府のもとで遂行され、日用品は主に日本人の民間工場が優位を占めて生産し、工業伝習所や中央試験場が援助した。それに対して美術品としての高麗青磁の復興は工業伝習所・中央試験場・

李王職美術品製作所などが取り組み、戦略的に複製品が商品化されていった。そのレベルは通説よりも高かったという。韓国では一八八四年の甲申政変の混乱の最中から本格的な遺跡の盗掘が行われはじめ、欧米人とともに日本人もいち早く高麗青磁の美的価値を評価した。そのため、日清戦争後に日本人骨董商による高麗青磁の本格的な流通が始まり、それが朝鮮総督府の製作とも密接に関係していたという。

「第三章 韓国陶磁の受容と研究」では、近代以降に韓国の陶磁器が高く評価されてゆく過程を扱っている。中国では宋代に高麗青磁が評価され、日本では安土桃山時代に高麗茶碗が評価されるが、その受容を本格的な研究にまで高めたのは、欧米人であった。一八七三年にフランス人アルベル・ジャック・マールが研究を始め、一八七六年のフィラデルフィア万博をへて、欧米人コレクターによる研究が行われる。一八八五年にはウィリアム・グリフィスが、日本のものだと考えられてきた芸術的な考え方や技法が朝鮮から来ており、欧米にある朝鮮の作品を調査するだけでも「日本の美術はその独創性の多くを失う」と考えた。ジャポニズムで評価が高まっていた日本を通してではあるが、韓国の美術に対する期待が高まった。それを確認する資料が、欧米の美術館のコレクションである。ボストン美術館・フリーア美術館・メトロポリタン美術館の韓国陶磁コレクションを調査し、日本人との関係で収集されたコレクションと、日本人を介さずに現地で収集されたコレクションに分けられること、欧米人の韓国陶磁の受容には複数の経路があったことを明らかにしている。それに対して日本では、欧米にやや遅れて研究が始まるが、高麗青磁を美術品として高く評価する反面、朝鮮時代の陶磁器については評価しなかった。その評価基準は欧米の認識と変わることがなかったという。

一九二〇年代以降にはそうした研究が進展し、美術史研究や考古学的

調査が進展する。その中で浅川伯教らの研究によって高麗青磁以後の朝鮮陶磁器の変遷が明らかになるなど、急速に欧米人の研究水準を越えた。その過程で従来評価が低かった李朝の陶磁器の実態が明らかになり、高く評価されるようになった。浅川の調査は民藝運動と連動したものだ、これ以外にも考古学・美術史・人類学など、当時はまだ分化していなかった多様な立場から研究が進展し、「李朝ブーム」が引き起こされた。当時の日本列島では陶磁ブームによって研究が進展しており、浅川らの研究はそれらとも連動した活動であったと指摘している。

「第四章 近代朝鮮研究とフィールドワーク」では、浅川伯教の独特の研究手法と歴史観を分析している。浅川伯教が李朝陶磁の歴史を明らかにした手法は今日の考古学的な手法につながるものであり、陶片の出土場所と地層を重視している点で現在でも評価される。当時は朝鮮時代の美術工芸が「停滞」していたと評価されていたが、伯教は独自の考古学的分析と各地の窯跡踏査によって、それとは異なる歴史観を形成しえた。この方法を「陶片を読む」と表現し、完品を対象にした奥田誠一らの美術史研究者の理解を大きく越えることができた。伯教の研究は、当時としては極めて斬新で科学的・実証的なものであり、その方法論は『釜山窯と対州窯』（一九三〇年）において提示され、朝鮮古陶史料大展覧会（一九三四年）で集大成されたと考えられる。その集大成は文章化されなかったが、調査過程の記録が近年大阪東洋陶磁美術館に寄贈され、その資料の分析等から断片的ながら概要を知ることができる。伯教は、各地の窯跡を踏査し、陶片を読むだけに留まらず、操業中の地方窯をも対象とした詳細な民俗調査を行っていた。植民地化に伴い多くの民俗調査が開始されていたが、伯教は自然に逆らった近代化を嫌い「自然律と人間の力との合力でできた、実用と芸術とを一致させた作物」として陶磁器や陶工達の暮らしを研究しようとした。そうした姿勢は浅川巧の研究に

も生かされ発展した。伯教の調査は朝鮮半島全体に及ぶ網羅的なものであり、現在でも資料価値を失っていない。その記録は韓国・日本・アメリカに散らばったが、陶片も残され、極めて重要な歴史資料として評価される。

「第五章 『民藝』の萌芽と地方への視点」では、日本の民藝運動に先立って、その原型となるような活動が一九二〇年代にすでに朝鮮半島で現れ、それが韓国での陶磁器認識に一定の影響を与えたことを明らかにした。柳宗悦や浅川兄弟の特徴は、単なる研究にとどまらず、実践に踏み込んだ点にある。従来全く検討されることのなかった、伯教の地方窯での活動や産業育成の状況を彼の調査記録と、窯跡の現地踏査・聞き取り調査によって確認し、地方窯の製品の復原を行っている。伯教が指導した製品は単なる日本趣味の製品ではなく、在来品を忠実に模倣したものであった。それらを通じて、伯教の活動が後の民藝運動の原点ともなる先駆的なものであったことを明らかにしている。また、わずかではあるが、植民地下で人々に仕事を提供し、戦後まで繋がるものになったことも明らかにしている。植民地期の韓国陶磁器は日本趣味が加わり韓国の伝統を変質させたものだと位置づけることは簡単だが、日本から大量生産品が大規模に流入するとともに、日本資本によって韓国内に大工場が建設されている中で、伯教が伝統的な陶工達が取るべき道を彼らと共に考え行動し、実際に一定の成果を挙げていたことを評価し、その意義を強調している。

「終章 オリエンタリズムと柳、浅川兄弟」では、大航海時代以来の西洋とそれ以外の地域との異文化接触の歴史を整理し、近代における陶磁器をめぐる韓国と日本との関係も、そのような大きな歴史の流れの末端に位置づける。しかしその上で柳と浅川兄弟の活動が朝鮮美術に優れた特質を見出し、日本を対象としたジャポニズムと同様の、韓国を対象

とした「コリアニズム」が小規模ながら成立しはじめていたと位置づけた。ジャポニズムが伝統的絵画を革新しようとする近代ヨーロッパの動きに範例を提供したものだとするならば、浅川兄弟のコリアニズムは伝統産業の復興という点において近代的なものへの挑戦でもあったと評価している。

「結論」では以上の論点を補足しながら要約し、浅川伯教の研究が陶磁器研究というよりも民族的調査法であるため、朝鮮総督府にも利用される側面があったことを指摘しながら、民藝運動に先行して地方窯の育成を実践していたことを重視している。浅川兄弟のコリアニズムは、オリエンタリズムではなく、韓国に確固とした独自性があることをどこまでも突き詰めようとするものであったと評価している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、韓国の近代陶磁史に大きな足跡を残しながら十分に研究されることのなかった、浅川伯教の本格的な研究として評価される。従来、弟・浅川巧に対する研究と評価が先行していたが、本研究によって浅川兄弟の全体像がより明らかになった。また、民藝に先駆けた伯教の実践活動の具体像についてもはじめて検討した意欲的な研究である。

外務省通商局の『通商彙纂』を陶磁器研究の視点からはじめて分析し、日本産業陶磁器の流入のあり方をはじめ明らかにしたこと、その裏付けを窯跡出土資料から行い、韓国出土品との関連性についても触れたことは、韓日の近代陶磁器研究にとっても大きな衝撃である。従来、日本の近代陶磁器研究は欧米向けの陶磁器生産について注目してきたが、朝鮮向け陶磁器の存在については十分に注意を払ってこなかった。肥前や瀬戸・美濃の窯跡から出土している陶磁器研究の視点も、国内向けに限定されており、植民地政策との関係において検討された例はほとんどな

い。『通商彙纂』によって記録された「改良」の実態を考古学的に検証している点など、随所に新しい成果が示されており、これまでの近代陶磁史にとって、全く新しい事実を提供している。従来、日本の産業陶磁器の流入が韓国陶磁器を衰退させた指摘されてきたが、その実態を文献史料と考古資料の双方から確認したことによって、説得力ある成果を挙げている点も重要である。現在、韓国では植民地時代の日本産業陶磁器の出土が相継いでおり、注目されているが、本研究はそれらを理解する上でも重要な基礎研究となる。植民地時代の陶磁器研究としては初めての総合的な研究として評価できる。

韓国国内の窯業について初めて詳細に論じた点も重要である。従来、朝鮮総督府の政策については、批判的なあまりにその成果を十分に検討してこなかった嫌いがある。ここでは日用品は主に日本人の民間工場が優位を占めて生産し、美術工芸品としての高麗青磁の復興は朝鮮総督府が中心となって戦略的に商品化されていたことを明らかにしており、その意味は大きい。植民地政策によって単純に衰退したのではなかったのである。既に失われた高麗青磁の技術は復興・発展しており、しかも従来の評価以上に高いレベルに達していたことを強調している点は新しい評価である。しかし、日用品を製作する伝統的な韓国窯場が衰退した経緯と結果、および植民地政策としての産業育成の戦略全体については十分に論じておらず、残された課題も多い。

韓国陶磁器の受容と研究が欧米のコレクションにも現れていることを明らかにしたことも重要である。欧米人が直接現地で収集した併合以前のコレクションには、日本人の嗜好が入っていないが、一八九〇年代以降に形成されたコレクションには、日本人コレクターや古美術商が関与しており、日本人の嗜好が反映されていることを明らかにしている。韓国陶磁器の研究が欧米人から始まり、日本人の研究もその影響を受けな

がら、20世紀に入ると日本側の研究が植民地化とともに大きく進展したこと、様々な立場の研究者の中に浅川伯教の活動を位置づけた点も重要である。しかし、様々な立場を越えた位置に伯教の『釜山窯と対州窯』を位置づけるべきではないかという意見もだされた。

浅川伯教の調査記録も初めて本格的に検討されたものであり、今後各方面から注目されるだろう。民藝研究の立場から浅川伯教を研究する場合、思想面を中心に検討されてきたが、この研究により、さらに新しい研究が展開することを予測させる。伯教は「フィールドワーカー」として最新・最先端の研究を実践したと意義づけたこと、それが当時の日本社会の陶芸ブームと連動したものであるという指摘も従前の研究では十分に注意されていなかった点である。膨大な資料の整理は今後に残された課題だが、従来はほとんど検討されなかった民族考古学的な視点から解析している点も重要である。伯教が行った「指導」の内容が「日本趣味」の押しつけではなく、在来の伝統を生かしたものであったことを彼の記録にとどまらず、伝世品と出土品からも明らかにした業績は高く評価される。伯教が訪れ指導した窯場が朝鮮半島全土に及ぶため、その踏査と聞き取り調査は一部にすぎないが、伯教の活動を検証する上で極めて貴重である。また、現在では生産を行っていない産地や調査が困難な北朝鮮の産地の民俗調査記録として、極めて貴重な資料であることを強調しており、収集した陶片とあわせて、現在においてもその資料的価値は高い。美術史・考古学・陶磁史・民族学の立場からみても、伯教の調査姿勢と成果が見直されるだろう。膨大な資料の整理によってさらなる研究の進展が期待される。

浅川兄弟の活動を民藝に先立つものとして位置づけ、さらにオリエンタリズムとして批判される側面を抱えながら、それを越える部分をもつという主張は、従来、竹中均らによってなされてきたものであり、それ

を検証・補強したものと位置づけられるだろう。韓日の言説を整理

学位を授与することが適当であると判断する。

した上で、伯教が残した業績を掘り起こす作業から新しい視点を加えたことは評価される。しかし、伯教の負の部分の検討が弱いいため、正と負の両側面からオリエンタリズム批判を受け止めることが困難である点は残念であった。伯教は公的な資金援助のほか、コレクターの資金援助も受け、その見返りに陶片を日本に送るなどしている。本論文の調査過程でそれらの負の側面も明らかにしていたが、現状の浅川批判に應えるためにその問題について十分に検討されなかった点は課題として残る。それでも資料が残されたことの意義について、正と負の両側面から検討することができれば、本論文はさらに深みを増しただろう。また、伯教の分析が中心であり、論題に示された弟・巧に関する分析は十分ではなかった。巧の検討が充実すれば、伯教・巧・柳・民藝運動の関係を再検討できた可能性もあり、今後の課題として注目される。

とは言え、従来の民藝研究を批判的に継承発展し、陶磁史研究の立場から出発して民藝研究を越えた総合的な視線を構築しようとしている点は高く評価される。方法論的にも幅広く、関わる分野も幅広い。新しい視野と方法を提示した点で意欲的な業績として評価される。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一三年一月二十一日(月) 14時30分から17時まで、清心館五三一号教室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の

吉田 武 弘

『日本両院関係史論』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 小 関 素 明

副査 山 崎 有 恒

副査 永 井 和

論文内容の要旨

本論文は、従来それぞれに独立して展開されてきた衆議院研究と貴族院研究を架橋する両院関係史の視座を導入することで、帝国議会全体を視野に入れた新しい議会史研究を立ち上げるとともに、近代国家の重要機関たる議会の検討を通じて近代日本の権力構造を分析することを目的としたものである。執行権力の強化が重要課題であった戦前期日本において最大の焦点となったのは、両院関係の調和であり、特に制限選挙の下においては、単に衆議院のみならず、国家の有力者、有能者を収容したと看做された貴族院を含めた貴衆両院の統合が重要であった。

第一章では、一九〇一(明治三四)年の貴衆両院衝突問題を焦点に、政友会を政権の母体に据えることで初期議会以来の藩閥―民党の対立を止揚した第四次伊藤博文内閣の政局運営の分析を柱に、貴族院の重要性が政局運営の当事者たちによって再確認されることとなったことが明らかにされている。

五二

第二章では、それにつづく政治史が「両院協調」への希求を軸に展開したものの、貴族院との衝突により短命に終わり、結局両院の連立政権というべき第二次大隈重信内閣の形成に至ったこと、しかし、この大隈内閣も貴族院との関係悪化により倒壊し、その後大隈内閣の与党で結成された憲政会は「憲政常道」論を掲げた結果、中央政界に二つの政権運営思想が登場したことが明らかにされている。

第三章・第四章では、「両院協調体制」を展望した代表的政治家である大木遠吉と床次竹二郎の「両院縦断」構想の検討を通じて、それが「両院縦断政党」構想として具体化、本格化していく様相が検討されている。貴族院(研究会)と政友会の連絡を担った彼らは、その経験から両院関係を挙国一致の核心と看做し、「両院縦断政党」の実現を政党政治の最要課題と認識するに至ることが詳細に明らかにされている。

第五章では、「両院協調体制」の到達点としての原敬内閣像が提示され、その後の政局が二つの政権構想の相克として展開していくことが解明されている。原敬暗殺後もこの体制は中間内閣という形態でしばらく継続したが、一方で、普選運動や有議員の前面化が貴族院の基盤を掘り崩したために「憲政常道」論が徐々に有力化したこと、そして第二次護憲運動―貴族院改革論へと続く流れのなかで、「民主化」のエネルギーを取り込んだ後者が勝利していく過程が鮮明に描かれている。

最後に、貴族院を政局外化することによって実現した「憲政常道」は、従来の「両院協調体制」自体の否定であり、反政党的分子を含む広範な勢力を帝国議会内部に囲い込むシステムの破壊でもあったこと、ゆえに国民の政党に対する不信が高まった時、その不満は一挙に反議会的動向へと急進していかざるを得なかったことに論及され、この危機の全面化過程を昭和政治史とみるならば、「両院協調体制」の崩壊と「憲政常道論」の勝利は、まさにこうした構造を準備するものであった点の分析が今後

の課題として展望されている。

論文審査の結果の要旨

近年の新たな成果が生み出されつつある貴族院研究は、衆議院（政党）を中心に積み上げられた議会史像に対し、独自の存在感をもつ貴族院の存在を対置する作業に取り組んでいる。しかし、それらの研究は貴族院の独自性を強調するあまり、同院と衆議院、政府との関係をとらえきれず、その結果貴族院の役割が未だ十分に近代日本政治上に位置づけられていないと言いがたい状況にある。

そうした認識のもとに、従来の研究では重視されてこなかった貴衆両院間に協調関係を構築し、将来的にはその一体化を模索した動きに着目することで、両者とともに視野に入れた両院関係史の確立を目指す点に本研究の特色があり、その学術的意義はきわめて大きい。それを確認した上で、具体的に評価すべきは以下の点である。

第一に、天皇制のもとで「分課の制」という形態をとらざるを得なかった近代日本の権力構造の問題点を的確に踏まえ、その「分課の制」への対応策を両院関係を再構成する試みとして抽出し、その形態の歴史的变化を分析したことである。それによって、従来は「情意投合」から「政党内閣制」への移行として理解されてきたその流れが「両院協調体制」から「両院縦断体制」への推移として捉え直され、いわゆる「桂園体制」期から第二次憲政擁護運動期の政治史に新たな観点から光があてられている。この筆者の試みは、近年やや頭打ちの感のある明治後期～昭和戦前期の政治史研究に新風を吹き込む足がかりとして期待される。

第二に、この時期の貴族院内の有爵議員らの主体的動きを、選出代表とは異なる貴族院独自の代表意識の発露、または貴族院の職分意識の政治的活性化として意味づけ直したことである。これは議會を単に政治史

の一集団としてではなく、代表機関としての存在的意味に再検証を迫る視座の提起であり、現在の同分野の研究潮流に反省を促すことになると思われる。

第三に、上記の諸点を、これまでその存在の重要性が指摘されながらも、本格的に研究されてこなかった政治家である大木遠吉・床次竹二郎の政治理念や行動の実証的研究を通じて明らかにしたことである。この作業自身が従前の政治史研究の空白をうめる貴重な成果であるとともに、その作業の基礎的資料として駆使された「平生鈔三郎日記」の史料的重要性を世に知らしめる意味でも貴重な成果として注目される。

ただこうした貴重な成果であっても問題が無いわけではない。両院関係に視座と分析を重点化することによって結果的に政府の動向が捨象されてしまうこと、筆者も大きな転機として注目する大正政変期の憲政擁護運動に対する「両院協調」体制の対応が不明確であること、貴族院内部の構成勢力の浮沈の見極めが必ずしも的確に成されていないことなど、問題点が残されている。さらに根本的な問題として、これまで有効とされてきた「政府」対「衆議院」という対抗図式に代えて「貴族院」対「衆議院」という対峙の構図を導入することによって当該期の政治史像が全体としてどのように変わるのかを論理的に詰める作業も今後の課題である。

そうした課題を含みながらも、本論文は従前の日本政治史研究の理解の枠組みを大きく変える可能性をもった研究成果としてわれわれの前に立ち現れるであろう。本論文はまさにそうした可能性をもった重要な研究成果である。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年七月四日（木）13時00分から15時30分

まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、申請者が本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

TUMURBATAR NARMANDAKH

『ノモンハン事件（ハルハ河戦争）の前夜における、モンゴル・日本・ソ連の外交関係

——三ヶ国の公文書比較に基づく再考察——』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 北村 稔

副査 唐澤 靖彦

副査 小長谷 有紀

論文内容の要旨

本論文の構成は以下のとおりである。

はじめに

第一章 一九三〇年代におけるモンゴル人民共和国の外交関係とその歴

史背景

第一節 モンゴル人民共和国とソ連と中国

第二節 モンゴル人民共和国と内モンゴル

第三節 モンゴル人民共和国と日本

第四節 モンゴル人民共和国の社会主義建設とソ連のコミンテルン

組織の影響

第二章 ノモンハン事件勃発の背景

第一節 満洲事変とソ連の対モンゴル政策と強化

結論
参考文献

- 第二節 日本の極東政策におけるモンゴルの立場
- 第三節 ノモンハン事件勃発前のモンゴルとソ連の外交関係の強化
- 第四節 ノモンハン事件勃発原因の「ハルハ廟事件」
- 第三章 満洲国の成立と対立の激化
 - 第一節 ハルハ廟事件をめぐるモンゴル・満洲両政府の応酬
 - 第二節 満洲里会議におけるソ連と日本の役割
 - 第三節 満洲里会議の開催と決裂に至るまでの経過
- 第四章 ソ連・モンゴルの関係強化と両国の国内情勢
 - 第一節 ソ連・モンゴル相互援助条約の締結
 - 第二節 相互援助条約をめぐる日本と満洲国の態度
 - 第三節 ソ連・モンゴル相互援助条約と日独防共協定
- 第五章 モンゴルの社会主義化を画策するソ連・日本側の対応
 - 第一節 ソ連、モンゴルにおける大粛清の背景
 - 第二節 ソ連政府代表団のモンゴル訪問と「スパイ組織」の摘発
 - 第三節 チョイバルサン元帥とモンゴル人民革命軍
- 第六章 ノモンハン事件・ハルハ河戦争の経過
 - 第一節 ノモンハン事件発生と国境問題
 - 第二節 ノモンハン事件勃発による満洲国とモンゴルの国境の緊張とモンゴルをめぐる日本とソ連の関係
 - 第三節 日本側の方針―参謀本部「満ソ国境紛争処理要綱」、国境問題と関東軍
 - 第四節 モンゴル側の方針・ノモンハン事件におけるモンゴル人民革命軍の役割

はじめに

一九三二年に日本の後ろ盾で満洲国が成立したが、満洲国はソ連との間に長大な国境線を有しただけでなく、モンゴル人民共和国(当時)の東端部とも国境を接することになった。モンゴル人民共和国は一九二四年にソ連の後ろ盾で成立して以来、ソ連が衛星国化をすすめてきた国であるが、満洲国に駐屯する日本の軍事を意識して、一九三四年にはソビエト・モンゴル相互援助条約の締結に向けての合意が行われた(一九三六年に成文化して締結)。このような背景のもとに、一九三五年からは満洲国軍とモンゴル人民革命軍との間で小規模な国境衝突が発生していたが、ついに一九三九年には、日本の関東軍とソビエト赤軍が主役となった本格的な戦争が発生する。これが「ノモンハン事件」、モンゴルという「ハルハ河戦争」である。

当時、満洲国とモンゴルとの国境沿いには「ハルハ河」が流れていた。日本はこのハルハ河をもつて国境線であると決めていたが、ソ連・モンゴル側は、ハルハ河から20キロほど東、すなわち満洲国側に食い込んだ地点にある、「ノモンハン地域」を通る線が国境線だと主張した。モンゴル側から見れば満洲国の遊牧民がハルハ河に家畜に水を飲ませに行けば、越境したことになり、満洲国からすれば、モンゴル騎兵が、ハルハ河右岸(東側)をパトロールすれば、ただちに国境侵犯となってしまう。そのため、一九三五年一月に起きた「ハルハ廟事件」以来、小競り合いが頻発していたが、モンゴル側も満洲側も、争いが拡大しないようにと話し合いを重ね、自重していた。しかし、やがては日本軍とソ連赤軍の大規模な軍事衝突に発展してしまう。

日本側はこの戦争を「ノモンハン事件」と呼び、ソビエト側は「ハルハ河の事件(あるいは戦闘)」と呼んだ。日本側も満洲国側もソ連側も「戦争」と呼ばなかったのは、宣戦布告のない戦いだったからである。ひと

りモンゴル側だけが「ハルハ河戦争」と呼んでいるのは、この未曾有の激戦がこれらの領土そのものの上でたたかわれたからである。

一九二〇年代から一九三〇年代のモンゴル人民共和国をめぐる国際関係は、きわめて多様な要因と動機的作用のもとに形成されていた。従来からのロシア・モンゴル・中国の古典的「三角関係」は、ソ連・モンゴル・中国・満洲国という新しいシステム構造に変化した。そして後者がより大きな抗争と対立関係をはらんだ結果、いわゆる「ノモンハン事件」が勃発したのである。

本稿では、一九九〇年代以降に続々と公開されたモンゴル、ソ連の関係資料を駆使し、さらに日本側の資料を加えて、「ノモンハン事件」の勃発にいたるモンゴル・ソ連・日本の外交関係上の葛藤を明らかにする。

第一章では、一九三〇年代のモンゴル人民共和国をとりまく外交関係が、従来からの歴史を背景に分析される。

帝政ロシアさらにはソ連にとり、モンゴルは南シベリア国境の戦略的な天然の覆いであり、中国との通路であり、食肉や地下資源の供給も期待されていた。そしてソ連時代には、非資本主義的な発展を実現させる革命の実験場となる。

ちなみに帝政ロシアと日本とのあいだでは、日露戦争後に勢力圏の設定が行われ、日本は内モンゴルを勢力圏にいれ、モンゴル人民共和国となる外モンゴルはロシアの勢力圏に設定された。それゆえ、一九三二年の満洲国の成立までは、この地域での日本とロシア（ソ連）の対立は発生しなかったと言える。

はたして、一九三二年三月にソ連共産党政治局会議は、「モンゴル委員会」を設置し、モンゴル問題に対するソ連の政策実施についての全權

を掌握させた。モンゴル委員会には最高指導者であるスターリンも加わった。このあと、矢継ぎ早にモンゴルに対するソ連からの強圧的な政策が実行に移される。モンゴルの社会主義化の障害となるラマ僧の大粛清、満洲国を経由して外モンゴルに浸透してくる日本勢力の代弁者という名目のもとでの広範なモンゴル人指導者層の大粛清（軍の将校にまでおよび、モンゴル軍人民革命軍は弱体化する）が発生した。そしてソ連側はモンゴル軍人民革命軍を増強するため、多額の軍事援助を無償で提供する。

第二章では、ソ連による対日軍事防衛を主目的とするモンゴル社会の改造の実態が、ラマ僧の大粛清を軸に叙述される。そしてこれらの大粛清を一方で実行しつつ同時にモンゴルの主体性を保持しようと努力した人物として、モンゴルの指導者チョイバルサンの出現してくる過程が言及される。さらには、一九三五年一月に発生したモンゴル人民共和国側と満洲国側の最初の武力衝突である「ハルハ廟事件」の実態と、事件解決のために両国間で、一九三五年の六月から数度にわたり開かれた満洲里会議の経過が詳述される。両国ともに清朝時代に遡る資料を持ち出してハルハ廟は自らに帰属すると主張するが、議論は平行線をたどる。

第三章では、満洲里会議の当事者であるモンゴル人民共和国と満洲国の背後に控えていた、ソ連と日本の外交的思惑が分析される。日本側は満洲国の外交機関をモンゴル人民共和国内に設置し、これにより交渉を継続するとともに、モンゴルのソ連からの自立性を確立させようとするが、ソ連側はこれを承諾せず、やがて会議は中断されてしまう。

第四章では、一九三六年のソ連・モンゴル相互援助条約の締結にいたる両国間の葛藤が分析される。対日軍事攻勢確立の立場からモンゴル軍の軍事力を一〇〇パーセント支配しようとするソ連と、モンゴル軍の自主性を幾らかでも保持しようとするモンゴル側のせめぎあいである。さらにソ連・モンゴル相互援助条約に対抗する見地から、日本側がソ連封

じ込めを目的とする日独防共協定の調印を急ぎ、これに反発したソ連側はモンゴルに対する国内支配を強化するため、「日本のスパイ」を罪名とする粛清を一举に拡大させることになる。

第五章では、ソ連により行われた、「日本のスパイ」を罪名とする大粛清の経過が、具体的かつ克明に叙述される。この部分の叙述は、新たに公開されたモンゴル語の関係資料によるところが大きい。粛清被害者の人数には資料による若干の異同が存在し、第二次大戦終了後にも大粛清の余波と思われる被害者が出現している。一九三二年から始まった粛清の被害者総数はおよそ三万人強であり、そのうち半数以上が僧侶（ラマ僧）である。また被害者には社会の全階層が含まれるが、粛清者の四分の一は支配政党であったモンゴル人民革命党員で、党員総数の六割強が被害者となった。ちなみに一九三七年当時のモンゴル人民共和国の総人口は六〇万人であり、いかにすさまじい粛清が行われたかがわかる。

しかしながら、モンゴル人民共和国の内務大臣として粛清を実行したチョイバルサンは、肯定的にとらえられている。チョイバルサンはソ連側が命じる粛清を実行しつつも、一方ではモンゴル人の社会を崩壊させない努力を払っていたと評価されるのである。チョイバルサンは内務大臣の身分で、ソ連赤軍とともにハルハ河戦争に参加してモンゴル人民革命軍を指揮した。そしてこの戦争に勝利した満足感が、チョイバルサンの立場へのモンゴル人の共感と信頼をうみだし、このあとチョイバルサンを最高指導者に戴くモンゴル人民共和国は、ソ連に対して一定の自立性を保持しえたのである。

第六章は、本稿の主題からはすこし離れた、ノモンハン事件（ハルハ河戦争）の実態に焦点を絞った記述である。まず、一九八九年を起点として、当事者であったモンゴル、ソ連、日本、さらにはアメリカの研究者们により、ノモンハン事件の実態にかんする合同の国際シンポジウ

ムが何度も開催されたことが記述される。そしてこれにより、従来は当事者たちにより異なる評価を与えられていたノモンハン事件が、多くの公開資料や異なる観点からの討議により、歴史研究としての「客観性」を持つに到った事実が詳しく述べられている。

ちなみに、従来の日本における研究では、関東軍の参謀であった辻政信が起案した「満ソ国境紛争処理要綱」の存在が大きく取り上げられ、ノモンハン事件は関東軍単独により起こされ、紛争を回避しようとしていた軍中央はその抑制に苦しんだというのが通説であった。しかし国際シンポジウムでは、少佐でしかない辻政信が戦局全体に影響をもちうるなどということは、近代国家の軍隊ではありえないという批判が続出し、これを受けて研究が進められた結果、軍中央も関東軍の意図を黙認していたという結論に達することになる。このほか、国際シンポジウムの開催により、狭義のノモンハン事件ではなく、ノモンハン事件のなかに集中的にあらわれる当事者各国の社会・政治・外交における諸問題に光があてられることになり、これらの問題を取り上げた個別の研究が広く行われ始めたのである。

結論では、以下のように述べられる。

ノモンハン事件の勝利は、その後の国際政治の展開においてソ連にきわめて有利に作用した。日本はこれより「日ソ中立条約」の締結に向かい、その矛先を南にむける。これによりソ連はドイツとの総力戦が可能になったのである。また戦術面でも、装甲車部隊を空軍ともに運用するという新たな試みが行われて効果を発揮するなど、ソ連軍のその後の作戦に多くの示唆を与えることになった。

ノモンハン事件（ハルハ河戦争）の勝利は、モンゴル人民共和国の国際的地位の確立をもたらしたのであり、モンゴル人民共和国では毎年その勝利を盛大に祝うことが伝統となっている。一九五四年から二〇〇九

年までに23基の記念碑が建造され、最大のもは、高さ54メートル、幅33メートルもある巨大な銅製の「モンゴル・ソ連勇士記念碑」である。

論文審査の結果の要旨

論文の公開審査では、以下の点について質疑が行われた。

本論文では、第一にモンゴル語資料さらにロシア語資料が多用され、これらに加えて日本語文献が併用されている。このような三カ国語の資料と文献を駆使した、当時のモンゴル・ソ連・日本の外交関係に関する綿密な先行研究は存在せず、ノモンハン事件（ハルハ河戦争）勃発に到るモンゴル、ソ連、日本の三国間外交の経緯に関する綿密な通史として、本論文の有する価値は高い。

しかしながら本論文では上記の事実が、研究史との関連のもとに十分にアピールされておらず、この点が惜しまれる。とくに一九九〇年代以降に公開されたモンゴル語の新資料、すなわちスターリン時代のモンゴルでの粛清に関する政府関係文書や情報機関関係の貴重な資料を使っているにもかかわらず、モンゴル語新資料の存在と内容の画期性を、日本語として十分に解説しておらず、資料および文献の扱い方に、改良の余地がある。

また本論文には、時折ではあるが、記述中における時系列の突然の乖離や、同一事実についての冗長な繰り返しが見られる。これは、本論文が複数の単行論文の積み重ねであることに関連していると思われるが、いまし整理が必要であろう。しかし論文全体としての記述の一貫性は、十分に保たれている。

本論文は、いわゆるノモンハン事件（ハルハ河戦争）へと発展するモンゴル、ソ連、日本の外交的葛藤とモンゴルの内部事情を同時代資料により綿密に分析しているが、モンゴルの置かれていた歴史のかつ地勢学

的な状況を、中国との関係も加えた歴史的な俯瞰的視点から論述すべきであったという意見が提示された。一方これに対して別の審査員からは、本論文はソ連と日本という強国の利害に翻弄されたモンゴル人の悲哀を描き、さらにはノモンハン事件（ハルハ河戦争）に参加して勝利した事実により、この民族悲哀を民族アイデンティティーの獲得へと昇華するため執筆されたモンゴル人によるモンゴル人のための論文であるという意見も提示された。別の審査員はこの点について、本論文では、モンゴル人としての歴史認識と、客観的な歴史研究という二つの柱が、時に接近し時に乖離するという両義的状况が出現しているという見解を提示した。

以上のとおり、若干の改良の余地を残す論文ではあるが、日本に十数年滞在しているモンゴル国の出身者が、よくぞ三ヶ国語を駆使して綿密な通史を完成させた点について、審査員一同はその労の大なることを賞賛し、学位授与に値する研究であることを確認した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年六月二十七日（木）午前11時から午後1時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における、モンゴル国における数次にわたる学会発表やモンゴル語およびロシア語資料の収集、さらには国立民族学博物館における研究会への参加などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して、本論文の提出者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

STEVANOV JASMINA

『Contribution of Illusion to Visual Preference and Aesthetic Experience of Diverse Illusory Figures: Behavioral and Neural Investigations (多様な錯視図形への視覚的嗜好と美的体験における錯視の寄与・行動実験とfMRI実験を用いた)』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 北岡 明佳

副査 東山 篤規

副査 蘆田 宏

論文内容の要旨

本論文は、錯視の実験美学的研究である。実験美学 (experimental aesthetics) とは美の科学的研究であり、美はこの現象であるから美術心理学や芸術心理学 (psychology of art) と同等である。

第1章「序」(INTRODUCTION)においては、実験美学研究の歴史が詳説されている。それによれば、歴史的に考察すると、実験美学は3世代に分類できる。美学を科学的に研究することを提唱し実践した19世紀のフェヒナーに始まる第1世代、美を対象側の性質だけでなく、受け取る側の動機づけの側面も重視した20世紀中葉のバーライン以来の第2世

代、それらをベースとしつつも、美の知識的あるいは説明的側面(認知的側面)の重要性に光を当てた20世紀末から現在に至る第3世代である。本論文は第3世代の流れのいわば嫡流であり、美の認知的側面の研究を、心理学および神経生理学的に行なった。なお、神経生理学的な実験美学研究は神経美学 (neuroaesthetics) と呼ばれることもあり、近年注目度の高い分野でもある。

一方、研究の対象は錯視 (visual illusion) である。錯視における美の研究と聞くとまだまだ奇異な印象があるところであるが、「錯視は美しい」という考え方については既に日本の野口薫の先駆的研究があり、学位申請者は第3世代の実験美学の知識・方法を導入して、錯視における美を本格的・多面的に研究した。

第2章の前半は実験1で、タイトルは「錯視の美的性質」(Aesthetic valence of visual illusions) である。ここでは、いろいろな錯視の美的評定を行なった。錯視の種類は多岐に渡り、明るさの錯視、幾何学的錯視、静止画が動いて見える錯視といった錯視らしいものだけでなく、各種の反転図形、不可能図形、主観的輪郭等も対象に含めている。研究方法は、錯視が起こる刺激(実験群)とその図形に類似しているが錯視が起きないかあるいは弱い刺激(コントロール群)を比較して、各種の美的尺度 (evaluation score, arousal score, regularity score, aesthetic experience score) の比較を行なった。その結果、多くの錯視刺激と多くの美的尺度の組み合わせにおいて、錯視の起こる刺激の方が美的評価が高いことがわかった。

第2章の後半は実験2で、タイトルは「被験者間デザインによる順序効果の検証」(Repetition, order effect in between-subject design) である。この実験は、実験1における順序効果への懸念に答えたものである。すなわち、実験1では同じ実験参加者を用いて(被験者内デザイン)、錯視

がないか弱い条件を先に調べ、続いて錯視が起こる条件を調べた。このやり方だと、刺激提示を繰り返すと2回目の方が美的評価が高くなる、という仮説も考えられるのである。そこで、実験2では両条件をそれぞれ異なる被験者を用いて、実験1と同様な刺激を用いて追試を行なった。その結果として、実験1と同様の結果が得られ、「錯視のあるものはそのうでないものよりも美しい」という実験1の考察は順序効果の副産物ではないことがわかった。

第3章の前半は実験3で、タイトルは「単純化した『蛇の回転』錯視図形への静止画が動いて見える錯視の貢献」(Contribution of anomalous motion illusion to the visual preference of 'simplified Rotating Snakes' illusion figures)である。これは、近年、錯視量が多く知名度の高まっている北岡の「蛇の回転」錯視を代表例として用いて、錯視と美の関係を一つの錯視に絞って調べる研究である。実験3では、美の測定を始める準備段階として、錯視量をシステムティックに段階的に変化させられる刺激の研究を行なった。変化させた要因は2つで、外形と内部のパターンである。外形要因としては円、角丸正方形、正方形を用意した。内部のパターン要因としては、放射状パターン、楕円パターン、放物線状パターン(平行線となる)を用意した。錯視量の測定は比較刺激を用いた調整法で行ない、角速度単位で心理物理学的に錯視量を測定した。その結果、これらの条件間には十分な錯視量の差があり、実験美学研究に使えることがわかった。

第3章の後半は実験4で、タイトルは「錯視量のパラメータ化の幾何学的操作: マイクロパターンの位置ズレ効果」(Geometry manipulation in parametrization of illusion magnitude: positional shift of micropatterns)である。実験4も実験3と同様、錯視を「蛇の回転」錯視に絞って、美の測定を始める準備段階として、錯視量をシステムティックに段階的に

変化させられる刺激の研究を行なった。「蛇の回転」錯視はパターンが黒↓濃い灰色↓白↓薄い灰色↓黒と繰り返し並んでいる場合その方向に動いて見えるという錯視であるが、パターンは短冊状に長いものよりも、短く細切れにしてパターン同士がずれているほうが錯視が強いことが経験的に知られているが、これを実証的に研究したものである。主な刺激条件は4つで、ずれない条件、4分の1周期同方向にずれる条件、4分の1周期同方向反対方向交互にずれる条件、2分の1周期ずれる条件であった。その結果、ズれない条件は他の3条件よりも錯視量が統計学的に有意に少ないという結果を得たので経験的な説明の通りであったが、他の3条件間には差がなかったため、続く錯視と美の関係を調べる実験5ではこの条件は採用しなかった。実験4でも、外形要因として円と正方形を比較したが、外形が円で2分の1周期ズれる条件の時(通常の「蛇の回転」錯視の条件)に錯視量が突出して多いという結果であった。

第4章は実験5で、タイトルは「静止画が動いて見える錯視と視覚的選好」(The relationship between anomalous motion illusion magnitude and visual preference)である。数学的に連続した図形群ではあるが、錯視量の異なるものを用いて、美的評価との関係を調べた実験であった。刺激は3要因で合計12種類である。要因1は外形で、水準は円と正方形の2つであった。要因2は内部パターンで、水準は放射状パターン、楕円パターン、放物線状パターンの3つであった。要因3は錯視の有無といった要因で、水準は錯視が起こる配置と起こりにくい配置の2つであった。その結果、錯視と美的選好との間に統計学的に有意な正の順位相関が見られた。このことから、特定の錯視に注目しても、錯視の強さと美には関係があることが確かめられた。

第5章は実験6で、タイトルは「知覚的喜悦とアハ体験の神経相関について」(Tackling the neural correlates of perceptual pleasure and 'A-ha'

experiences triggered by perceptual flips in ambiguous images) である。学位申請者の錯視についての基本的な考え方は、錯視はおもしろいと感じて少し驚くというところに本質があるというもので、錯視のうち反転図形を用いて、反転にはっと気づく瞬間をアハ体験として、アハ体験に対応する脳活動を調べようという研究である。具体的には、刺激としてアルチンボルド作品や歌川国芳作品などの全体・部分反転図形を用いて、実験参加者にはまず部分を見せ、だんだん全体を見せていくという手法により、全体の意味するところに気づいた瞬間をアハ体験とした。その刺激提示の間、被験者はMRI装置に横たわり、fMRIによる脳機能画像を計測した。その結果、海馬傍回場所領域 (parahippocampal place area; PPA) がアハ体験に応答する領域である可能性を示唆した。PPAにはエンドモルフィンが結合するミューオピオイド受容器が特に多いということが近年の研究から明らかとなっており、オピオイド受容器は快楽に関係すると考えられていることも、PPAがアハ体験に重要な脳領域であるという学位申請者の仮説を支持するものであるとして援用している。

全体としては、学位申請者は「錯視は美しい」という仮説を実験美学研究によって検証し、さらにその神経相関の1つが海馬傍回場所領域 (PPA) である可能性を示唆した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、錯視と美の関係を実験美学的に研究したもので、6つの実験はどれを取っても興味深い結果を得ており、それぞれの考察の説得力も強い。序および総合的な考察も充実しており、それを支える広範な知識の量と深さは高い水準にある。

「錯視は美しい」ということが心理学の歴史上にいつ頃から認識され

たのかは定かではない。20世紀の中葉の心理学は行動主義の考え方が優勢で、その中では「錯視と美の関係」という発想は起きにくかったのではないかと推測するが、日本では20世紀末に野口薫が「錯視は錯視量の多いものが美しい」という仮説を立てて比較的単純な錯視図形を用いて実験を行い、ポジティブなデータを得ている。学位申請者は、立命館大学においては「錯視と美」の関係を明らかにするために、多面的に多くの研究を行なった。本論文はそれらのうちの一部であるが、関心の幅の広さや、知識の豊富さ、そしてそれを調べていく行動力は本論文からも読み取れるであろう。

そのような幅広い関心に基づく精力的な活動が高く評価されることは言うまでもないのだが、その反面、ひとことと言うなら議論の運び方に強引と感じさせる部分がある。たとえば日本の錯視研究の伝統から言えば、反転図形を錯視の仲間に入れる場合もあるが、独立したカテゴリーとして検討することが多い。確かにヨーロッパ語圏では日本語の「錯視」に相当する「Illusion」の範囲は広く、たとえばだまし絵 (trompe l'oeil) を含むのであるが、日常用語の言葉の用い方をそのまま専門用語のカテゴリーの範囲に適用するという、よく言えば「大胆さ」、悪く言えば「強引さ」が感じられる。たとえば実験1では全体として「錯視と美しさは関係がある」とは言えても、個々の「錯視図形」に同じ結果が得られたわけではなく、いわゆる錯視らしい錯視 (カフェウォール錯視や「蛇の回転」錯視など) では「錯視量が多いと美的選好が高まる」という仮説は必ずしも支持されていない。

実験3から5にかけては、特定の錯視に絞り込んで「錯視と美」の関係を検証しているが、その方法に若干の疑念が残る。学位申請者は、錯視量と美的選好の間に正の相関があると主張するが、公開審査会の時に、「実験群と統制群の間には有意な錯視量の差が認められるので、それに

対応して美的選好判断にも両群の間で有意な差が得られなければならないが、この点について統計的な検定がなされていないために、学位申請者の仮説が十分に検証されないままになっている」との指摘があった。学位申請者は実験群のテスト図形だけを取り上げて、錯視量と美的選好判断の間には相関があることを示しているのです、その主張が間違いというわけではないが、徹底したデータ分析が欠けていると言わざるを得ない。今後の学問的防御の堅さを期待したい。

実験6の脳研究については、得られた仮説のインパクトが大きいだけに、今後の検討が必要である。「Illusion = アハ体験」という豪快にして単純な図式も、審査者にはまだ抵抗のあるところではある。学位申請者の考える通りであれば、カフェウォール錯視や「蛇の回転」錯視など普通の錯視を見た時も海馬傍回が応答するということになるが、学位申請者自身がこの種の錯視図形を用いて脳活動の記録を得ているわけではない。北岡らのグループはfMRIを用いた錯視研究を行なっているが、予想さえしていなかった脳領域が関心領域(ROI)となり、今後の展開が期待される。このような波及効果についても、ある程度論評しておいて欲しかった。

以上のように欠点もあるが、実はそれは研究が豪快で、直感的に真実に導いていく合理的なやり方であることの裏返しの可能性もある。この点は学位申請者の今後の活躍次第で評価が決まることとして留保することとして、本論文で明らかにされた豊富な研究成果はどれも興味深くてそれ自体価値が高く、また学位申請者の知識は実に豊かで考察は説得力に富んでおり、学位授与に値する内容であると判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一三年一月三十一日(木) 10時半から12時まで、

末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における国際学会発表などの様々な研究活動、また公聴会での質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。外国語の運用能力は、国際学会における複数回の口頭発表とその質疑の受け答えの流暢さ、および本論文が優れた英語で書かれていることから、明らかに優れていると判断した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

『夫婦間の性別役割分業の遂行をめぐる意識の理解』

——社会心理学的公正理論アプローチ——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 サトウ タツヤ

副査 八木 保樹

副査 北村 英哉

論文内容の要旨

本論文は、夫婦の性別役割分業をめぐる意識を研究対象として扱い、社会心理学の公正理論の視点から、その性別役割分業の遂行に対する個人の評価とその背景にある理念や価値の理解を試みるものである。本論文は7章からなっている。

第1章は「問題の所在」と題されており、夫婦間の性別役割分業の遂行をめぐる意識に関する諸分野の研究が概観され、社会心理学的公正理論によって検討すべき問題であることが示された。なお、本論文ではいわゆる家事の全体を生活総合家事と呼んで概念化したうえで、基幹的家事、稼得家事、育児家事、介護家事に細分化することで心理学的な変数を化を行って、実証研究を遂行している。

両性の平等は人類共通の理念の一つであり日本国憲法にも示されてい

る。内閣府の世論調査の結果でも「家庭生活について、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」という問いに対して「反対」あるいは「どちらかといえば反対」と答える人の割合は年々増加し、二〇〇九年の調査では男女ともに五割を上回っていた(内閣府、二〇〇九)。しかし、二〇一二年に実施された調査では、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」と回答する人の割合が51・6%、「反対」あるいは「どちらかといえば反対」と回答する人の割合が45・1%であった(内閣府、二〇一二)。

さらに総務省によって実施された一日の生活時間配分に関わる調査からは、食事や睡眠、入浴などの時間や自由時間を除くと、成人男性は有償労働に多くの時間を配分し、成人女性は基幹的家事などを含む無償労働に多くの時間を配分している傾向が示されている(総務省、二〇一一)。20代後半から50代前半の成人女性は有償労働にも多くの時間を配分しているため、「男は仕事、女は家庭と仕事」といったいわゆる新・性別役割分業(例えば、岡村、一九九七)に沿った形の基幹的家事と稼得家事役割が実施されている(こうした事情は日本だけに限らず、いわゆる先進国と呼ばれる国々においても同様である)。

さらに、社会心理学の一分野である公正研究においては、有償労働に従事しながら夫より多くの基幹的家事を実施している女性であっても、約半数の人がその稼得家事と基幹的家事の分担を公正であると報告していた研究結果がある。つまり一種のパラドックスが存在することが知られており、現在ではこうした研究をうけて「量的に偏りがあるように見える分担を不公正と感じないのは何故なのか」という問いを巡る研究が行われている。

以上をまとめると、理念的には個人が性別に左右されずに職業生活および家庭生活を営むことが目指され、性別役割分業に反対する考えが一

定の割合で支持されている一方で、実際には性別役割分業の考えに沿った基幹的家事と稼得家事が実施されている現状があり、さらにそうした状況が必ずしも不公平だと感じられていない実態があることが確認できている。

こうした現状について、これを固定化させることは男女平等の理念からしても許されないが、それ以上にこの現状を作り出している要因について検討することが重要であることは論を俟たない。本論文では、社会心理学的公正理論に依拠しつつ、この問題を理解することが改善につながるという立場をとりつつ実証研究を行った。本論文ではこうした問題意識のもと、社会心理学における公正研究の流れをくむThompson (1991)の理論的枠組みを採用した。この枠組は、量的に偏ったように見える負担を必ずしも不公正とは感じない公正感覚を説明しようと試みるものであり、こうした公正感は「価値づけ (outcome values)」、「比較参照 (comparison references)」、「正当化 (justifications)」の三要因によって形づくられるとするものである。この枠組を用いることによって、性別役割分業が維持されている過程をよりよく説明することができるから、これを変容していく道筋も見えていくことが期待される。なお、この枠組にそった研究は多くの場合、質問紙調査に基づく尺度研究であった。本論文では複雑な現象の包括的な理解を得るために、複数の研究方法を組み合わせて様々な視点から現象を理解し検討することを目指すことにした。

第2章と第3章では、変数を設定する質問紙調査を行った。成人二一〇名に対して調査を依頼してデータセットを生成しており、問題設定に応じて、変数を取り出して検討している。夫婦間の生活総合家事の遂行と満足感および公正感との関連(第2章)及び夫婦間の相互コミュニ

ニケーションと公正感との関連(第3章)が検討された。

第2章の対象となったのは一五三名(男性九一名;女性六二名)のデータである。基幹的家事、稼得家事、育児家事を対象に、一、役割について誰がどの程度担当しているか、二、役割分担に対する満足度、三、役割分担全体についての公正感を尋ねた項目が分析に用いられた。

どのような役割分担の実施形態があるのかを理解するため、子どもの成長段階(育児期・育児後)および男女ごとに階層的クラスター分析(Ward法)を用いて分析を行った。その結果、育児期と育児後の男女ともに、男性が稼得役割を主に担い女性が基幹的家事および育児家事を担う分業型の生活総合家事遂行が確認された。性別役割分業に沿った分業型の家事(基幹的、稼得、育児家事)の遂行が行われるなかで、男性においてはどの類型の生活総合家事においても概ね満足感を得ている傾向、女性においては育児後の協働型の女性を除く類型において、基幹的家事および育児家事をよりパートナーに担ってもらいたいと感じている傾向が示された。

第3章は、夫婦の相互作用の側面に焦点を当て、その相互作用が公平感に与える影響を検討するもので、対象となったのは一八一名(男性一〇七名;女性七四名)のデータである。具体的には、基幹的家事と稼得家事と育児家事を実施する過程における夫婦間の相互コミュニケーションと性別役割観が、基幹的家事と稼得家事と育児家事に關わる公平感に与える影響を検討するため、公平感を従属変数とし、夫婦間の相互コミュニケーションと性別役割観(性別分業の考え、共同参画の考え)を独立変数とする重回帰分析を行った。その結果、女性においてのみ、夫婦の相互コミュニケーションと人々が抱えている性別役割観が生活総合家事遂行における公平感に影響を与えることが示された。このことから、女性においては夫婦の相互コミュニケーションが、不公平さの感覚をもたせ

ないあるいは抱かれた不公平感を緩和する可能性が示唆された。

第4章ではオンライン知識共有コミュニティにおけるやりとりの分析を通じて、「共働き」世帯における家事分担をめぐる価値観を検討した。

一般に、質問紙調査等を行う場合に、社会的に望ましいとされる態度や価値観が表出されがちであることはよく知られている。男女平等が目指すべき理念であればあるほど、それに反対する意見を表出しづらいことは容易に想像できる。本章では、本音に近い価値観を抽出するために（露骨な反理想主義的な表現をも収集するために）、インターネット空間におけるやりとりを調査対象とした。評価懸念に影響されない形で人々の心理的評価や価値観を捉える方法の一つとして、社会心理学分野においても使用されているものである。

具体的には、オンライン上の知識共有コミュニティを対象に「家事共働き」の検索語を用いて検索した記事について、質的な分析方法を用いて分析を行った（17件の質問内容についての分析と、それをふまえた上である一つの質問に関する55件の回答を分析した）。

この知識共有コミュニティにおける家事に関する質問は、「共働きなのに相手が（稼得家事以外の）家事をしない」、「（稼得家事以外の）家事は疲れるのだが手抜きできない（しっかりやりたいが疲れることがある）」、「稼得家事を担いたいのに関わり外に出るのを禁止される」にまとめられ、主に女性がこうしたあり方への疑問を呈する形で質問を行っていた。

「共働きなのに相手が（稼得家事以外の）家事をしない」という質問に関するものであり、55件の回答を分析した。回答に含まれていた価値観をまとめると、「互いが平等に参加する」、「時間のある方が行う」、「性別役割に従う」、「共に助け合う」、「家計に貢献している割合で決まる」の五つにまとめられた。「性別役割に従う」べき、「家計に貢献している

割合で決まるべき」という回答は、實際上、男性が稼得家事以外を免責されるべきであるという主張と等価であり、こうした意見が（善悪は別として）ネット上の相談のやりとりで一定の力を持っていることが確認できた。

第5章と第6章では、インタビュー調査を通じて夫婦間の生活総合家事の遂行に付与されている意味づけ（第5章）と夫婦間の家事分担の変容過程（第6章）を検討した。当事者の視点を取り入れ、夫婦間における家事分担や公平性の感覚がどのようなものかをその時間的展開を視野に入れて検討したものである。対象者は50・60代の夫婦三組・個人五名（女性）であった。インタビューの主な質問項目は「家庭内の役割（家事／稼得／育児／介護）の分担形態」「実施の形態変化の有無」「役割の実施の形態の決定方法」「実際の遂行についてどう感じたか」である。

第5章では、日常生活における生活総合家事の実施に対してどのような意味づけがされているのかについてその構造を検討した。インタビューで得られた家庭における役割遂行に関する感情や公平感に関する記述を基礎データとして、質的データ分析法であるKJ法（一つ一つの表現を単位として、同じ意味をもつものを一つのグループとしてまとめていき、その意味を表現するのに適した名前をそのグループにつけるといふ手続きを繰り返しながら、グループを説明する概念の抽象度を上げていく手法）を用いて分析を行った。分析の結果、生活総合家事の実施に対する意味づけは、「これでいいという感覚」、「生活環境とその制限」、「公平さの感覚」、「整理されていない感覚」、「整理されている感覚」、「快適さへ向けた感覚」、「他者にしてもらった喜び」の七つにまとめられた。そのなかでも、「これでいいという感覚」、「生活環境とその制限」、「公平さの感覚」が公正感覚と関連のある意味づけであったが、これらの公正感覚と「整理されて

「いない感覚」のような否定的な感情を含む感覚は、実際の語りのなかで必ずしも互いに結びつく形で意味づけられていなかった。このことから、不満と不公正さの感覚が必ずしも結びつかないことが示唆された。

第6章では、夫婦において生活総合家事の実施（分担状況）に対してどのような意味づけがなされるのか、またその意味づけがどのように変容するのか、その過程を検討した。夫婦の生活は時間と共に変容していく、役割分担の実施形態の変化が必然的に生じる。あるいは役割の変化が起きないとしても夫婦共に加齢する中で関係性は変わっていく。こうした時間的流れの中で役割遂行の維持と（公平感などの）心理的評価との関連を検討したのである。分析方法としてデータの時間性を保持しつつ人生の多様性を描く手法である複線径路等至性モデル (Valsiner and Sato, 2006) を用いた。今回の諸事例においては、役割形成期と育児期においてその大枠が大きく変化した例はほぼ確認されなかったといえるが、基幹的家事と育児家事に専念していた妻がパートタイムの就労を開始するなど、その大枠のなかでの微視的な変化は存在した。一方で定年期には、実施している役割の交代を行う夫婦もあり、夫が基幹的家事に参画する事例もあった。

なお、今回の調査対象者の方々においては、基本的に稼得役割を男性が担い、育児期の女性が不満を持つことはあったとしても、不公正だという判断がなされているとは言えなかった。しかし、一、微視発生的なフェーズにおける夫婦間の調整がおこなわれていること、二、夫の退職などの出来事がきっかけとなり、役割分担の変容がおこること、をモデル化することができた。こうした分析は、少数例や変容にセンシティブな手法をとったからこそ可能になったものであり、変容のモデルは次世代の役割分担変容のモデルとして機能することも期待される。

第7章は総合考察である。第6章までに述べてきた結果をまとめ、生活総合家事を遂行するなかでの公正感覚とはどのようなものを考察した。

本研究は、パートナーと比べて相対的に過大な家事遂行が（不）公平な感覚に結びつかないというパラドックスを対象にして、社会心理学的公正理論の立場から検討を加えたものである。「量的に偏りがあるように見える分担を不公正と感じないのは何故なのか」という問いに対しては、公正感が処遇／適格性という式で表されるとする立場から、適格性の判断が妨げになって家事の相対的な量的差異が不公正感に反映されない可能性を指摘した。ただし、夫婦で互いに気持ちや考えを伝え合うということが不公正感を抱かないように機能する、あるいは不公正感を緩和する機能をもっているということも確認することができた。なお、質的研究による分析からは、男女分業が当たり前で正しいと信じがちな世代の夫婦においても、生活を重ねるとともに適格性の認識が変容し、新しい形での公平性が目指される可能性を指摘することができた。性別役割分業は常に固定的で一樣にあるわけではなく、変容するものである。このような考察は、異なる複数の方法を組み合わせることで可能になったものであり、本論文の意義である。

論文審査の結果の要旨

滑田氏によれば本論文は、当事者の日常生活における視点や意味づけもふまえ、夫婦間の相互作用と公正感覚との関連、各家事の遂行状況と公正感覚との関連、各家事を遂行するなかでの公正感覚の形成と維持と変容の過程を理解することで性別役割分業をめぐる公正感覚を明らかにしようとするものである。

なお本論文ではいわゆる家事の全体を生活総合家事とした上で、基幹

的家事、稼得家事、育児家事、介護家事に細分化することにした。このことは単に新しい分類を提案しただけにとどまらない。逆説的ではあるが、稼得家事を家事の中に位置づけることによって、夫婦間における様々な役割を同じ基準で考えることが可能になったとも考えられるのである。

また、意識としての公正感覚を分析するために、社会心理学における公正研究の流れをくむ Thompson (1991) の理論的枠組みを採用したことにより、実証研究全体に統一感がもたらされた。

以上のような点は論文審査において高く評価された。

ただし、個別の研究については、若干の問題点も指摘された。データ分析の記載について―特に質的方法を用いた分析において―帰納的な分析を全て記載するべきではないか(資料としての掲載を含む)という指摘があった。変容を把握しようとした研究においては、退職世代のみが対象となっていることの限界を指摘する声もあった。

もともと、こうした問題点があるにもかかわらず、本研究は、相対的に過大な家事遂行が(不)公平な感覚に結びつかないパラドックスを対象にして、社会心理学的公正理論の立場から検討を加えたところに価値が認められる。公正感が処遇/適格性という式で表されるとする立場から、適格性の判断が妨げになって、家事の相対的な量的差異が不公正感に反映されない可能性を指摘した。また、その一方で質的研究を含む丁寧な分析からは、男女分業が当たり前で正しいと信じている世代の夫婦においてすら、適格性判断が変容し、新しい形での公平性が目指される可能性を指摘することができた。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年六月八日(土) 18時から19時半まで、

立命館大学大学院文学研究科博士論文審査要旨

至徳館三〇一会議室で行われた。申請者の発表の内容は適切であり、主査・副査からの質問に対する回答も滞りなく行われた。

本審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表や論文公刊などの様々な研究活動、さらに公開審査の質疑応答を通して申請者である滑田氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

なお、滑田氏はイギリス・ランカスター大学で修士号を取得していること、日本心理学会の英文機関誌『Japanese Psychological Research』に査読つき英文論文を執筆していることから、その英語運用能力は十分であると考え、外国語試験を免除した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

若林 宏 輔

『裁判員制度への応用社会心理学的アプローチ…
モード論に依拠する法心理学の情報的正義とし
ての可能性』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年三月三十一日

審査委員

主査 サトウ タツヤ

副査 星野 祐司

副査 廣井 亮一

副査 浅田 和茂

論文内容の要旨

本論文は、司法領域と心理学の学際／学融領域である法心理学を対象とした論文である。本論文では特に、日本の裁判員裁判に対して心理学の可能な貢献とは何かを問い、これまで本邦で断続的に研究されてきた当該領域に対する問題を一貫した体系のもとに問い直し、新たなアプローチを試みたものである。

本論文はIV部10章から成っている。

第一部は「法心理学領域の再構築と本論文を通底する二つの視座」として、まず第一章で本論文に通底する二つの視座「学融としてのモードⅡ知識生産」「情報的正義」について提示されている。モード論とは、学問的活動を基礎と応用の二分法で理解するのではなく、学範(ディシ

六八

プリン) 関心駆動型のモード1型知識生産と社会問題駆動型のモード2型知識生産があると措定する。そして、そこに上下関係を設定しないのがモード論の特徴である。第一章ではまた、第二部、第三部で展開される実証研究の前提となる裁判員裁判のプロセスについても丁寧に論述し、ことに心理学との接合可能な裁判プロセスについて指摘している。第一部第2章・第3章では、法心理学領域の歴史を検討する。第2章では世界の、第3章では日本の法心理学史を検討しているが、いずれの場合でも、従来の学問史の枠組みではなく、モードⅡ知識生産が重要なパラダイムシフトを起こしてきたという観点から叙述していく。特に第3章では、これまで殆ど知られていなかった大正期日本の心理学者・寺田精一の活動の全貌を明らかにしたうえで、彼の活動が当時において優れた学術活動であったことを論証した。

第二部「犯罪の発生から事件捜査における法心理学的問題…情報的正義の実現に向けて」では、裁判員制度プロセスのうち公判以前の段階で生じている諸問題に焦点をあて、社会心理学的視点から検討した実証研究を行い、その結果を踏まえて改善のための提案を行っている。第4章では、捜査過程の情報収集としての目撃証言の取り扱いに関する問題を扱った。『記憶の同調』の問題に関する二つの実験を行い、窃盗事件の決定的場面を見たと確信する者とそうでない者が話し合った場合には、窃盗があったかどうか疑わしいという結論になるといふより、前者が後者に影響し、見たと確信する者が増えるということを明らかにした。第5章では公判以前の事件報道 (Pre-trial Publicity: PTP) と規制の問題を実験化して検討し、「被告人が間接的に自白していた」という内容のPTP (自白PTP) は、一度その情報に触れると、裁判官の説示によって解消されることがなく、強力な有罪事実認定を市民に生じさせる場合があることを示した。第6章では「取調べの可視化」の問題を扱った。

可視化とは、取調べ場面を録画し、後に再生して確認するというプロセスのことである。取調べ映像の提示画面において、(取り調べる側の人間ではなく)被疑者のみにフォーカスがあたると被疑者の自白の任意性が高く判断されるという錯覚は、カメラ・パースペクティブ効果 (Camera Perspective Bias: CPB) として知られている。この現象が現在の日本で試行されている映像の提示方法 (画像を画面左上の4/9と、右下1/9の二つ提示し、大画面に被疑者を小画面に取調べ場面全体を提示する) でも見られるかどうかを検討するために実験を行った結果、海外と同様の錯覚の効果があると確認した。大画面に被疑者が提示された場合、被疑者に対する判断が不利になることが明らかになった。第II部の第4・5・6章で扱った心理学的バイアス (錯覚) については、これまで日本において殆ど検討されておらず、今後の実務の改善のために有効である。

第III部「公判開始から判決までの法心理学的問題：評議の価値」では、裁判員制度プロセスのうち、公判開始後の裁判員による評議プロセスについて焦点をあて、分析が行われた。第II部で行った心理学的な実験では、要因を一つだけ取り出してその効果を比較するという手法がとられるが、市民参加型司法では、決して一人の裁判員の判断だけによって当該事件の判決や量刑が決定されるわけではない。(日本の裁判員裁判を含む) 実際の裁判プロセスでは様々な条件が混合しつつも一つの評議が展開していくため、実際の評議プロセスにおいて何が生じているのかを検討する必要があるのである。第III部では申請者が開発したテキストデータ分析の方法を用いて模擬裁判のデータを分析することで、評議分析を行っていく(模擬裁判のデータを使わざるを得ないのは、日本の裁判員裁判の評議が非公開だからである)。この手法は評議過程での会話のテキストデータに対し、データ・マイニング手法に基づく分析であるテキストマイニングを行った上で、そのデータに対し多変量解析であるコレスポンデン

ス分析とクラスター分析を行い、会話の発話者と会話の内容の相互関連を図示できるものである。第7章は日本の裁判員裁判の模擬裁判データを用いた。結果として、法の専門家である裁判官三名は一つの群(クラスター)を成し、市民六名のうち、裁判官と同種の意見を述べる者、独自の論を展開する者、についてそれぞれその存在と発話内容の二次元マッピングを行うことができた。第8章は豪州の模擬陪審裁判・評議の発話構造とその内容の分析を行った(陪審制は、基本的に数名の市民による評議体が議論し、当該事件の有罪・無罪の判決のみを決定し、有罪の場合は専門裁判官が量刑を決定する一種の分業制を採る)。ここで議論されたのは白衣効果である。市民が専門家の証言に接すると専門家から提供されたということだけで鵜呑みにして信じてしまう効果のことを白衣効果と呼ぶが、そうした効果が生じるかどうかを評議のプロセスの分析を通して検討したのである。それぞれ一二名の成員からなる合計一二の評議体を分析した結果として、市民同士の議論の過程において白衣効果は無化されるということを示した。第9章では、市民と専門家である裁判官の人数比に焦点をあてた分析が行われた。具体的には市民四名と裁判官三名の評議と市民一〇名と職業裁判官三名の評議体を用いた模擬裁判の評議データを第7、8章と同じ手法で分析した。その結果、前者においては総人数が少ないために市民個人の発言の機会は増えるが、議論の材料は多角的にはならず結果として市民の意見は専門家の議論と同質化してしまい議論のイニシアティブを得られない一方で、参加者数が増える場合は市民個人の発言機会は減るが、議論の材料が多角的になり結果的に議論のイニシアティブを市民側が得られるということが明らかにになった。

第IV部は議論の総括である。第I部における理論・歴史的検討、第II部における実験研究による知見、第III部における評議プロセスの研究を

総合し、第四部では「法心理学研究の新たな視座」として、従来の法心理学研究とは異なる新たな視座の提供を行い総括としてまとめた。本論文は法学全体を対象として心理学的な研究を行うものではない。市民参加型の裁判プロセスに関する諸問題のうち心理学と関係する問題を扱ったものである。心理学的研究がこうした社会問題を扱うことの意義は科学社会学におけるモード論を敷衍することによって確立することができた。とはいえ、モード論に基づく法心理学が何を目標にすべきかということはモード論の議論からは決して導出することができない。若林氏は、自身が展開する法心理学の目標を情報的正義の実現においた。この語はあまり耳慣れない学術語ではあるが、従来の心理学的研究において「バイアス研究」と呼んでいたものを法学の問題として再設定する際の結節点として概念化したものである。これにより、心理学と法学は（限られた範囲ではあるが）共通の「解決すべき問題」を共有し、共通の視点から論じる道筋を作りだすことができる。本論文は論じている。情報的正義に基づく裁判を行うためには、市民が参加する裁判において、法的・心理学的に妥当で公正な情報が提供される必要がある。本論文は現状の裁判が問題であると断じるものではなく、本論文で提示した枠組みや実証研究を今後さらに展開することによって、より良い制度を構築することが可能であると論じるものである。

論文審査の結果の要旨

学位申請者は心理学の立場から法心理学領域には二つの意義が見いだせるとする。一つは、心理学の既存の理論や法則をより社会的な場面に適応して検証してみること。二つ目は、司法という場面特有の人間の行動や思考の実際を新たに理論化するということである。この二つの意義のうち、これまでの心理学領域では第一の問題が多く取り扱われてきた

が、学位申請者は、司法という現場に深く沈潜し、研究を行う立場をとっている。こうした姿勢は本論文に一貫性を与え、法心理学という社会生活上も重要な領域に心理学者が貢献する足場を築いたものとして高く評価される。

ただし、個別の研究については、若干の問題点も指摘された。第6章で行われたカメラパースペクティブバイアスの実験研究においては、自白の任意性の評価の差の分析が一部曖昧であるという指摘があり、また、第7・8・9章で提案されたテキストデータの分析手法は、評議プロセスの分析と称しているにもかかわらず、結果の図示は時間を捨象した一種の構造分析になってしまっているのではないかという指摘もあった。

もつとも、こうした問題点があるにもかかわらず、本論文においては、法学という規範学と心理学という実証学のコラボレーションを行うために、科学社会学を取り入れた理論的検討を行い、また、原資料にあたって歴史的分析を行うなどの工夫が見られている。また、氏が開発した評議の分析手法（テキストマイニング技法とクラスター分析を組み合わせたことにより、裁判員裁判／陪審裁判の評議プロセス分析を可能にした）は、まだ荒削りではあるとはいえ様々な可能性を持っていると認められる。また法学分野の副査からは、（本論文で扱われるかぎりではあるが）主要な法的概念や制度についての理解には誤りがほとんどないという指摘があったことを付記する。

結論として、法心理学という領域に対して理論的展開、歴史研究、実証研究（実験研究とテキストマイニング分析）を取り入れて検討を重ねた本論文は、博士学位の授与に十分に値すると考えられる。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一三年一月二十四日（木）18時から19時まで、

末川記念会館第二会議室で行われた。学位申請者の発表の内容は適切であり、質疑も滞りなくすめられ、本論文の意義が十分に理解された。

本審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間における学会発表や論文公刊などの様々な研究活動、また公聴会の質疑応答を通して学位申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

また、学位申請者はオーストラリア・チャールズスタート大学のデラハンティ教授のもとで研鑽し共著の論文を執筆していること、本論文において海外の文献を適切に読解し引用していることから、その英語運用能力は十分であることを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。